

第3部 応急活動編

第4章 発災直後の災害対応

第1節 仙台市災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

(1) 地域防災計画における災害対策活動体制

地域防災計画では、本市域内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、災害対策基本法および仙台市災害対策本部条例に基づき、市災害対策本部を設置することとしており、地震発生時においては、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、もしくは宮城県内に大津波警報が発表されたときに、市役所本庁舎に隣接する青葉区役所内の4階に市災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施することとなっている。

また、この際には、各区においても区災害対策本部を設置することとなっている。

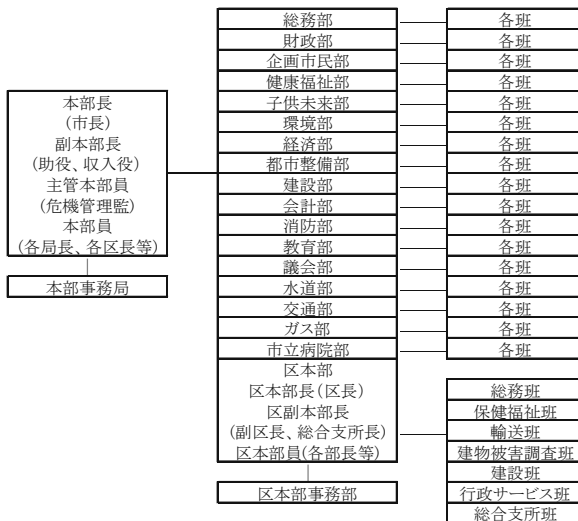
(2) 災害対策本部の設置と初期活動（発災後24時間）

3月11日14時46分の地震発生直後に本庁舎に隣接する青葉区役所4階に、市長を本部長とする市災害対策本部が設置された。市災害対策本部では直ちに電話やFAX等で各部から被害状況等の情報を収集した。この段階では、各部からは津波に関する情報は入ってきておらず、津波の発生を確認できていなかったが、その後、本部に設置されたテレビモニタに他自治体の沿岸部に津波が襲来している様子等が報じられ、津波の発生を実際に認識した。

第1回災害対策本部員会議は16時から開催され、各部からそれまでに収集した被害状況の報告と、市長からけが人の救助等に全力を挙げること、また職員は、落ち着いて対応するよう指示が出された。

なお、当初、災害対策本部員会議は非公開で行われ、発災後72時間が経過した3月14日の19時から行った第11回災害対策本部員会議から、報道機関へも公開しながら開催した。

図表 4-1-1 仙台市災害対策本部組織図



図表 4-1-2 仙台市災害対策本部の地震発生後の主な動き

3月11日(金)	
14時46分	<ul style="list-style-type: none"> ■地震発生 ■仙台市災害対策本部設置
16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回災害対策本部員会議開催 《本部長(市長)からの指示》 一人命優先で①けが人対応、②けが人の救急搬送、③他機関との円滑な連携について落ち着いて対応すること －16時30分を目途に職員の確認を行うこと 《報告内容》 －地震概要の説明

	<ul style="list-style-type: none"> －各部より被害状況の報告
19時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回災害対策本部員会議開催 《本部長からの指示》 －遺体安置所は職員配置の件もあるため1カ所にすることが望ましい 《報告内容》 －各部より被害状況、対応状況の報告 －現時点での避難所での対応状況について報告 －避難所への物資配布等の今後の対応、仮設住宅の建設に向けた情報収集の指示、ごみ収集を実施しないことについて確認と報告 《調整事項》 －廃棄物の処理・置場について検討が必要
22時30分	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回災害対策本部員会議開催 《本部長からの指示》 －市民の生活に係る情報を一括して広報すること －活動の長期化が予想されるので職員体制を考慮すること －外部機関への応援要請は所管局にて対応すること 《報告内容》 －各部より被害状況、対応状況の報告 －開設避難所数、収容人数の報告 －避難所における不足物資等の報告と要請、救援物資輸送や物資の調達状況について状況報告 －燃料手配を調整中 《調整事項》 －各区から避難所運営要員の要請
23時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■宮城県から県内全市町村に対し災害救助法の適用について決定通知（FAXを受信）
3月12日（土）	
3時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回災害対策本部員会議開催 《本部長からの指示》 －職員の安否確認を行うこと －オンラインに拠らない台帳業務を検討すること 《報告内容》 －新潟から支援要員が到着し、物資輸送を実施中 －各部から対応状況について報告 －避難所における不足物資等の報告と要請、応援要員の要請 －遺体安置所の対応状況について報告 －水道、交通、ガス、下水道の対応状況・復旧時期等について報告 －副市長より重油供給を要する施設の優先順の決定について指示 《調整事項》 －月曜日以降の窓口事務への対応について検討 －本部長より①職員の安否確認を行うこと、②オンラインに拠らない台帳業務を検討することについて指示
8時00分	<ul style="list-style-type: none"> ■第5回災害対策本部員会議開催 《本部長からの指示》 －物販店には極力営業を行うよう要請すること －非常食等物品をくまなく利用すること －市政だより4月号に今回の災害を反映させること 《報告内容》 －各部から対応状況について報告

	<ul style="list-style-type: none"> －燃料調達および救援物資輸送の業者手配、物資調達が難航中 －遺体安置所は県警との調整によりグランディ 21 に決定
10 時 00 分	■市長、消防局長が津波被害地域の現場視察と併せ、避難所等を訪問
10 時 50 分	■緊急車両用の燃料を確保（2カ所）
11 時 30 分	■各庁舎の燃料を確保
12 時 30 分	<p>■第 6 回災害対策本部員会議開催</p> <p>《報告内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> －各部から対応状況について報告 －各都市からの支援物資の到着予定等について状況報告 －避難所の対応状況について報告（避難者数、避難所数、必要な物資の要請等） －仮設住宅の予定場所について調整状況の報告
16 時 45 分	■物資集配拠点の場所を変更
3 月 13 日（日）	
8 時 00 分	<p>■第 7 回災害対策本部員会議開催</p> <p>《報告内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> －8 時 30 分に津波警報から注意報に切替え －各部から対応状況について報告 －小中高等学校を 3 月 18 日まで休校とする
15 時 00 分	<p>■第 8 回災害対策本部員会議開催</p> <p>《本部長からの指示》</p> <p>《報告内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> －各部から対応状況について報告 －窓口サービス関係課会議の結果について報告（手作業で対応可能な業務を実施） <p>《調整事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> －区に寄せられる行方不明者に関する問合せや捜索依頼の対応について担当を協議
21 時 00 分	<p>■第 9 回災害対策本部員会議開催</p> <p>《本部長からの指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> －県から物資の窓口は仙台市にお願いされている。人的負担はするが県内各地にも支援したい －燃料に関する状況について市民に理解と協力を求める必要がある <p>《報告内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> －各部から対応状況について報告
3 月 14 日（月）	
10 時 00 分	<p>■第 10 回災害対策本部員会議開催</p> <p>《本部長からの指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> －ごみ減量に協力いただくとともに、プラスチックごみは家庭に保管していただきたい －震災ごみ仮置き場について明日から開始する －広報を随時行うので協力を願う －中止となった卒業式や入学式への対応を考慮すること －中野小学校等被災校の仮設校舎を考えること －燃料について最低限は確保したのでやりくりをして最大限の効果が出るよう対応すること <p>《報告内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> －各部から対応状況について報告

(3) 発災直後の市災害対策本部長（市長）の 現地視察等

市災害対策本部長（市長）は、災害対策本部員会議等において、被災者の救助や復旧活動に関して適切な指示を行うために、避難所の訪問や被災箇所の視察を実施して、被災現場の状況を直接把握することに努めた。特に、発災翌日の3月12日から3週間程度の間には、避難所をはじめ、津波や宅地の被災地域、被災施設を精力的に訪れた。

津波被災者が身を寄せている避難所（宮城野区・若林区管内の小中学校等）、福祉避難所（特別養護老人ホーム等）では、避難所運営者（町内会長や福祉施設施設長等）から食料の分配などの運営上の問題や新学期が始まった後の避難所のあり方などの諸課題を伺うとともに、避難者から支援に関する要望を伺い、復旧に全力を注ぐ旨を伝え、励ました。また、炊き出しなどに従事する自衛隊員に感謝の意を伝えた。

道路の啓開が進んだ3月18日からは、消防車両やヘリコプターにより仙台港周辺地区や荒浜地区などの沿岸部における津波被害の壊滅的な状況やがれきの散乱状況を視察するとともに、南蒲生浄化センター、本

市ガス局港工場、小中学校などの公共施設を視察し損壊状況を把握した。

3月下旬からは、郊外住宅地で多発した地すべり等の宅地被災地（折立団地、西花苑団地等）を視察し、住民から要望等を伺うとともに、特に既存の制度では救済できない私有地での被害が甚大である状況を確認した。

また、東北大学の専門の教授とともに、津波により損壊した排水機場（高砂南部排水機場等）と塩害を受けた沿岸部農地（荒浜地区等）を視察し、地盤沈下により留まっている海水・内水の排水が困難となっている状況等を確認し、また、土壌の採取を行い塩害の状況について調査を行った。

2. 職員の配備

(1) 地域防災計画における防災組織体制

地域防災計画では、市災害対策本部を設置する場合には、総合的に災害の警戒および応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員することとしており、災害の種類と程度に応じて、職員配備区分が非常1号、2号、3号、警戒配備として定められている。

図表 4-1-3 防災組織体制

災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分	配備体制
地震	市内で「震度4」の地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制	非常1号配備	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる
	市内で「震度5弱」の地震が発生したとき				
	市内で「震度5強」の地震が発生したとき				
	市内で「震度6弱」以上の地震が発生したとき				
津波	宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき	危機管理監	警戒体制	警戒配備	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制
	宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき		災害警戒本部	警戒配備	警戒対象部局が、災害の情報収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制
	宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき	市長	災害対策本部	非常1号配備	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる

(2) 発災時の職員の配備体制

地震発生後、本市内の最大震度は震度6強が観測されたことから、職員に対して非常3号配備が発令され、全職員による配備体制が敷かれた。ただ、地震の発生が平日の日中であったことから、ほとんどの職員が勤務中であり、そのまま非常3号配備体制へと移行されていった。

3. 災害対策要員等の確保

(1) 避難所運営委員の確保

発災後、本市内では最大で288カ所に約10万6千人が避難するなど本市がそれまでに想定していた規模をはるかに超える数の避難所が開設された。そのため、その業務にあるとされていた区役所の職員だけでは対応は難しかった。そこで、総務局の調整で、本庁等の職員を交代で避難所へ派遣し、区役所の職員とともに避難所の運営に従事させた。

(2) 救援物資配送用車両・作業員の確保

3月11日には津波からの避難者や、帰宅困難者が多く発生し、さらにライフラインが広範囲にわたって停止していたことなどにより、市内各地に避難所が多数開設された。避難所では、避難者に対してあらかじめ備蓄された食料・物資を配布したが、在庫はすぐに底をつき、さらなる物資の調達が必要となり、災害対策本部員会議にて、避難所への食料・物資の要請が行われた。

物資の配送について、救援物資等集配拠点では、配送作業を担う人員が不足し、市災害対策本部からの要請により財政局や経済局等から応援を出し、外部からの応援が入るまでの間を対処した。

(3) 他都市等からの応援

インフラの復旧作業や避難所の運営等、災害対応業務を行う人員が不足し、庁内で人員調整を行うとともに、他都市からの支援も多く受けた（詳細は第12章第4節を

参照）。また、避難所の対応等、災害対応業務の長期化を視野に入れ、4月の定期人事異動を1カ月間凍結し、定年退職者を4月末まで再任用するとともに、退職者会を通じて、本市のOB職員に非常勤嘱託職員（無給）として区役所相談窓口業務などにおいて支援を受けた。

さらに、本市の外郭団体の職員が避難所の運営に従事したほか、がれき撤去の立会い、り災証明発行、福祉施設への物資集配拠点業務等に当たった。

(4) 職員採用の拡大や臨時職員等雇用による要員の確保

平成24年4月1日までの間のマンパワーを確保するため、41名の前倒し採用（10月1日：21名、12月1日：2名、平成24年1月1日：18名）を行ったほか、任期付職員56名（事務19名・土木22名・建築15名）や福祉職20名の採用を新たに行うなど、復旧復興に伴う業務増加等への対応として採用数の増加を図った。さらに、被災者の応急仮設住宅への入居業務や被災宅地対策等の早急な対応が求められる業務については、兼務発令により部局を超えた応援体制をとった。

また、緊急雇用創出事業を活用し、計674名の臨時職員を雇用するなどして、り災証明関係や避難所運営、市税や保険料減免関係等、多様な震災対応業務に対応する体制をとった。

(5) 業務に要する車両確保

災害時の緊急対応や、り災証明の調査等では現地での対応が必要となるため、本市が有していた、既存の公用車だけでは足りず、他からの車両の確保が必要となった。このため、発災以降から財政局を中心として、レンタカーをまとめて確保し、必要とされた部署へ配分することにより、災害対応業務における移動手段的確保を図った。

また、3月下旬からは、自動車メーカー

や他都市から車両提供の支援の申出があり、適宜必要とする部署に割り当てるなどして、必要とされる台数を確保した。なお、公用車を持参のうえ応援に来る都市もあった。

第2節 国・県の動き

1. 国の動き

(1) 初動期の対応

政府は3月11日14時50分、地震発生を受け、官邸対策室を設置し、緊急参集チームを召集すると同時に総理大臣より被災状況の確認、住民の安全確保・避難対策等に関する総理指示を発出し、15時00分には緊急参集チームにて協議を開始した。なお、この緊急参集チームは、内閣危機管理監の主宰の下、関係省庁等の局長等を官邸危機管理センターに参集して政府としての初動措置に関する情報集約、初動措置の総合調整等を行うチームであり、内閣危機管理監が内閣総理大臣に報告する情報の集約、整理を行うことを任務としている（「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成15年11月21日閣議決定）」）。

さらには、15時14分に内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置し、同37分から開催した第1回会合において「災害応急対策に関する基本方針」を決定した。

また、18時42分には内閣府副大臣を团长とした約30名からなる政府調査団を宮城県に派遣した（21時05分に現地に到着）。

19時03分には東京電力株式会社福島第一原子力発電所について原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置、翌3月12日6時00分に、宮城県にも緊急災害現地対策本部を設置した。

①緊急災害対策本部の設置

3月11日15時14分、災害対策基本法第二十八条の二に基づき、内閣総理大臣を本部長、防災大臣、内閣官房長官、総務大臣、防衛大臣を副本部長とする緊急災害対策本部を設置した。3月12日には、宮城県庁に緊急災害現地対策本部、岩手県庁および福島県庁には現地連絡室を設置している。

図表 4-2-1

緊急災害対策本部 構成員等（当初）

本部長	菅直人内閣総理大臣
副本部長	松本龍防災担当大臣、枝野幸男内閣官房長官、片山善博総務大臣、北澤俊美防衛大臣
本部長	全国務大臣、東祥三防災担当副大臣、平野達男内閣府副大臣、近藤昭一環境副大臣等

②原子力災害対策本部の設置

3月11日19時03分、原子力災害対策特別措置法第十五条、第十六条に基づき、原子力緊急事態宣言を発令し、内閣総理大臣を本部長、経済産業大臣を副本部長とする原子力災害対策本部を設置した。翌3月12日には福島県原子力災害対応センター（福島県双葉郡大熊町）に原子力災害現地対策本部を設置している（なお、3月15日には福島県庁に移動された）。

図表 4-2-2

原子力災害対策本部 構成員（当初）

本部長	菅直人内閣総理大臣
副本部長	海江田万里経済産業大臣
本部長	全国務大臣、松下忠洋経済産業副大臣等

(2) 東日本大震災復興構想会議

4月11日、東日本大震災の被災地域の復興に向けた指針策定のもととなる復興構想について、内閣総理大臣の諮問に基づき審議を行うために、有識者から成る東日本大震災復興構想会議を設置し、同時に同会議の下に検討部会を設置した。6月25日には「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を決定し、復興のための臨時増税、土地利用手続き一本化等を提言している。

なお、同会議は後述の復興対策本部が6月24日に設置されたことに伴い、同本部の下部組織として位置付けられることになった。

図表 4-2-3

東日本大震災復興構想会議委員等（当初）

議長	五百旗頭誠（防衛大学校長、神戸大名誉教授）
議長代理	安藤忠雄（建築家、東大名誉教授） 御厨貴（東大教授）
特別顧問	梅原猛（哲学者）
委員	赤坂憲雄（学習院大教授、福島県立博物館館長） 内館牧子（脚本家） 大西隆（東大大学院工学系研究科都市工学専攻教授） 河田恵昭（関西大社会安全学部学部長・教授、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長） 玄侑宗久（臨済宗福聚寺住職、作家） 佐藤雄平（福島県知事） 清家篤（慶應義塾塾長） 高成田享（仙台大学教授） 達増拓也（岩手県知事） 中鉢良治（ソニー株式会社代表執行役副会長） 橋本五郎（読売新聞特別編集委員） 村井嘉浩（宮城県知事）

（東日本大震災復興対策本部資料より作成）

西郷真理子（都市計画家） 佐々木経世（イーソリューションズ株式会社代表取締役社長） 荘林幹太郎（学習院女子大学教授） 白波瀬佐和子（東京大学大学院人文社会系研究科教授） 神成淳司（慶應義塾大学環境情報学部准教授） 竹村真一（京都造形芸術大学教授） 團野久茂（日本労働組合総連合会副事務局長） 馬場治（東京海洋大学海洋科学部教授） 広田純一（岩手大学農学部強制環境課程学系教授） 藤谷浩介（株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役）

（東日本大震災復興対策本部資料より作成）

（3）分野ごとの組織の設置

①被災者支援に関する組織

3月16日、内閣官房長官の下に、政府とNPO等の連携の調整を行う「震災ボランティア連携室」を設置した。

3月17日には、関係行政機関、地方公共団体、企業等と連携し被災者の生活支援に取り組むため、防災担当大臣を本部長とする「被災者生活支援特別対策本部」を設置し、また、3月22日には、政府内部で連携を強めて情報共有や課題の確認、フォローアップ等を行い同本部の活動を円滑かつ迅速に進めるために「被災者生活支援各府省連絡会議」を設置した。

②福島原発事故に関する組織

3月15日、政府と東京電力(株)が一体となって福島原発の事故への対策を講じるため、内閣総理大臣を本部長とする「福島原子力発電所事故対策統合本部」を設置した。3月29日には同本部の下に経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」を設置している。

また、4月11日、福島原発の事故による経済被害への対応枠組みを検討するため、経済産業大臣を原子力経済被害担当大臣と

図表 4-2-4 東日本大震災復興構想会議検討部会委員等（当初）

部会長	飯尾潤（政策研究大学院大学教授）
部会長代理	森民夫（全国市長会会長、長岡市長）
専門委員	五十嵐敬喜（法政大学法学部教授） 池田昌弘（東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長） 今村文彦（東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授） 植田和弘（京都大学大学院経済学研究科教授） 大武健一郎（大塚ホールディングス株式会社代表取締役副会長） 玄田有史（東京大学社会科学研究所教授） 河野龍太郎（BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト）

兼務させ、本部長とする「原子力発電所事故による経済被害対応本部」を設置した。

③その他の組織

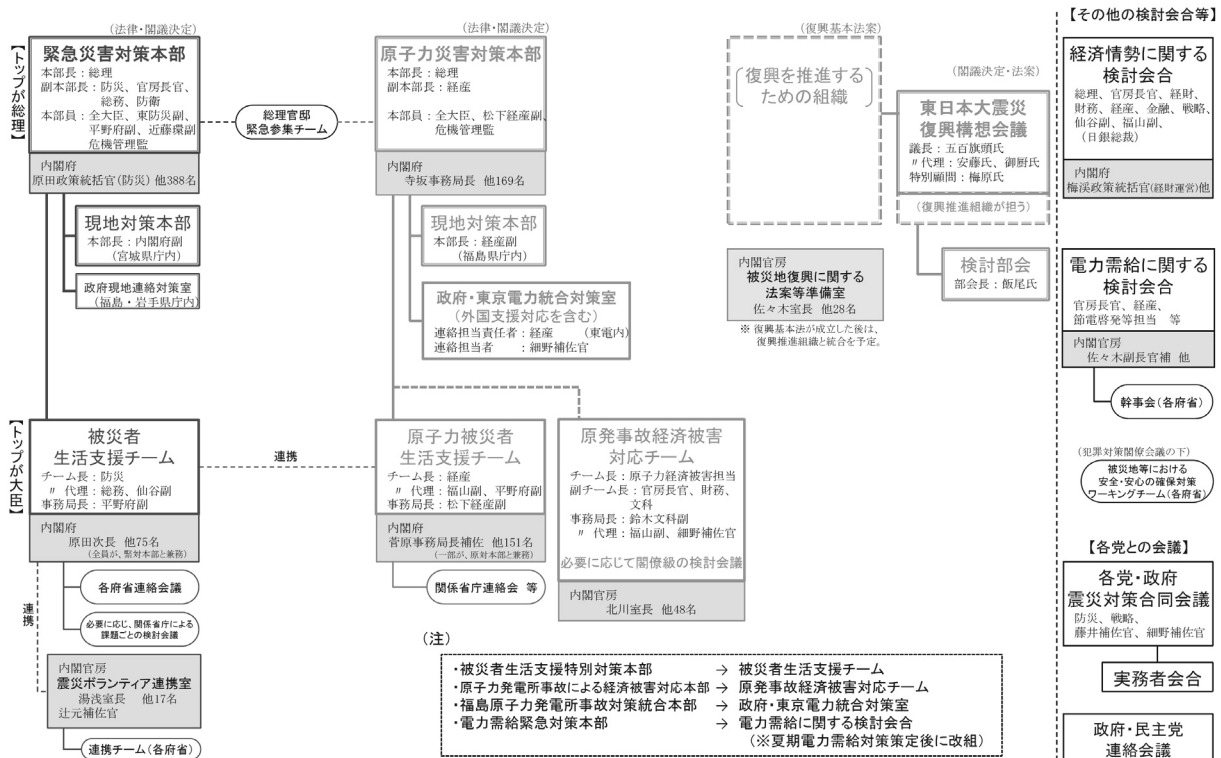
3月13日、電力供給不足に対する政府の対応を推進するために、内閣官房長官を本部長とする「電力需給緊急対策本部」を設置し、3月16日には、救助・救援、被災者支援、復旧・復興策等について、政府・超党派で意見・情報交換を行うための「各党・政府震災対策合同会議」が設置された。

また、4月11日には、原子力損害の賠償に関する法律第十八条に基づき、福島原発事故に起因する損害に対する賠償に関する方針等を策定するための「原子力損害賠償紛争審査会」を文部科学省に設置した。

(4)体制の整理

前述のとおり、発災後、政府において震災関連の組織が多数立ち上がったが、5月9日、政府内の組織の名称変更および整理が行われ、6つある本部を緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の2つに再編し、例えば被災者生活支援特別対策本部は「被災者生活支援チーム」へ、原子力発電所等による経済被害対応本部については「原発事故経済被害対応チーム」へ改組した。これはチーム制とすることで、メンバーを固定せず機動的に動くことができる体制を目指したものである。また、福島原子力発電所事故対策統合本部は「政府・東京電力統合対策室」へ、電力需給緊急対策本部については、「電力需給に関する検討会合」に改組された。

図表 4-2-5 整理後の政府内体制図（平成 23 年 5 月 9 日時点）



(政府資料「政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図」)

(5) 東日本大震災復興対策本部

6月24日、東日本大震災復興基本法が施行されると同時に、同法十一条等に基づき、復興の基本方針に関する企画、立案および総合調整に関する事務をつかさどる組織として、内閣総理大臣を本部長とする「東日本大震災復興対策本部」が内閣に設置され、岩手、宮城、福島の前被災3県にはそれぞれ「現地対策本部」が設置された。

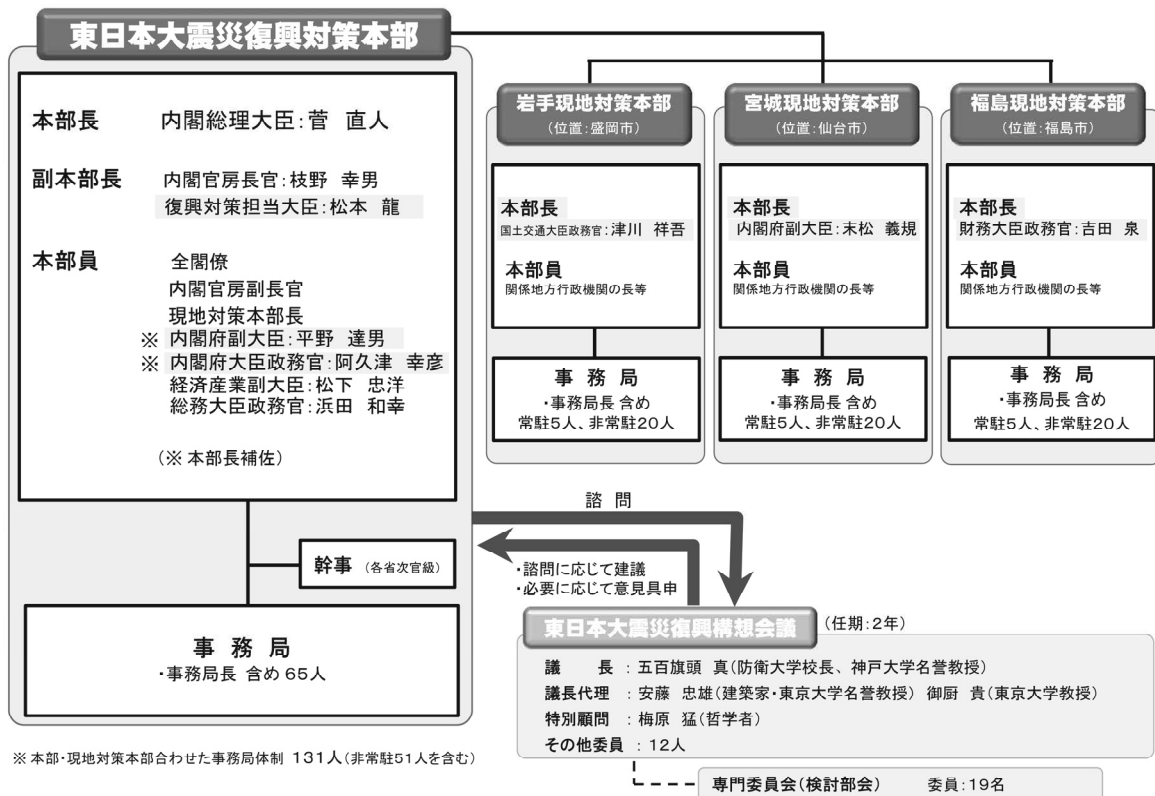
なお、後述の復興庁が平成24年2月10日に設置されたことに伴い同本部は廃止され、同本部の機能は同庁に引き継がれることになる。

図表 4-2-6

東日本大震災復興対策本部（当初）

本部長	菅直人内閣総理大臣
副本部長	枝野幸男内閣官房長官
	松本龍復興対策担当大臣
本部員	全国務大臣等
岩手現地対策本部長	津川祥吾国交省大臣政務官
宮城現地対策本部	末松義規内閣府副大臣
福島現地対策本部	吉田泉財務大臣政務官

図表 4-2-7 東日本大震災復興対策本部組織（平成23年6月24日当時）



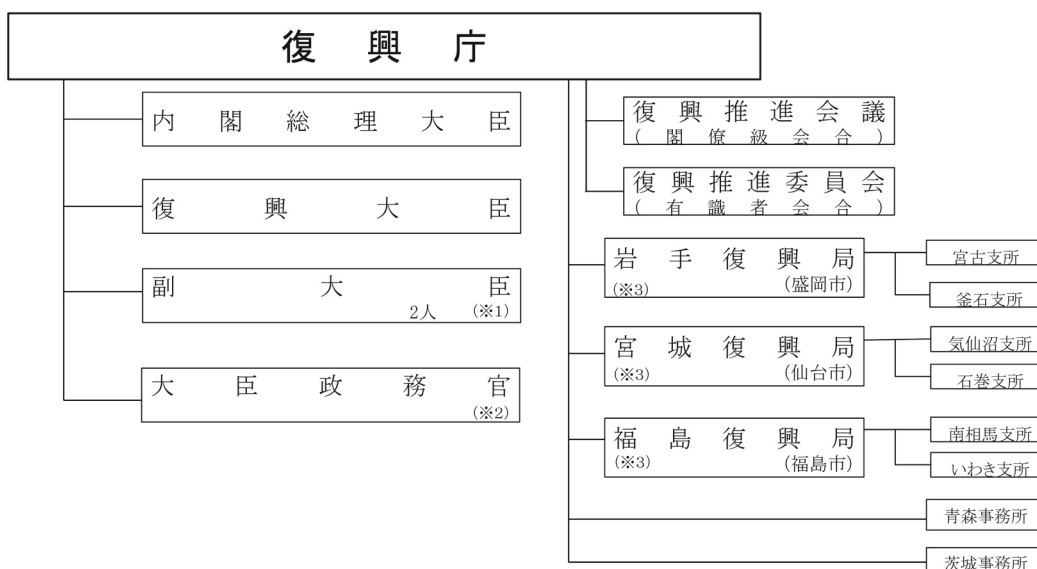
(政府資料「東日本大震災復興対策本部の体制について」)

(6) 復興庁

平成24年2月10日に施行された復興庁設置法により、内閣の下に復興庁が設置された。同庁の任務としては、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、

主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることであり、震災発生から10年である平成33年までに廃止されることとなっている(同法二十一条)。

図表 4-2-8 復興庁の体制



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

※3 副大臣または大臣政務官が各復興局を担当する。

(政府資料「復興庁の組織について」)

なお、復興に向けて復興特別区域制度等を活用しながら、民間企業と被災地方公共団体、国が連携を行う体制として本庁および各復興局において「企業連携推進室」が設置された。経済団体等から同室に派遣される民間企業職員のノウハウを活用しながら、先導的プロジェクトの推進を図る体制を構築している。

①復興推進会議

平成24年2月10日、復興庁の下に内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、全ての国務大臣等が東日本からの復興のための施策の実施を推進する閣僚級会合である「復興推進会議」が設置された。平成24年2月14日に第1回が開催された。

図表 4-2-9 復興推進会議 構成員(当初)

委員長	野田佳彦 内閣総理大臣
委員長代理	平野達男 復興大臣
委員	議長および副議長以外の全ての国務大臣 内閣官房副長官 松下忠洋 復興副大臣 末松義規 復興副大臣 中塚一宏 復興副大臣 柳澤光美 経済産業副大臣 津川祥吾 復興大臣政務官 郡和子 復興大臣政務官 吉田泉 復興大臣政務官 大串博志 復興大臣政務官 浜田和幸 外務大臣政務官

②復興推進委員会

平成 24 年 2 月 10 日、復興庁設置法第十五条、第十六条に基づき、復興庁の下に国の行う東日本大震災からの復興事業について調査・審議し、政府に対して提言を行うための有識者会議である「復興推進委員会」が設置された。平成 24 年 3 月 19 日に第 1 回会議を開催し、復興の課題について議論を開始した。

図表 4-2-10 復興推進委員会（当初）

委員長	五百旗頭真（公立大学法人熊本県立大学理事長、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長）
委員長代理	御厨貴（東京大学客員教授）
委員	飯尾潤（政策研究大学院大学教授） 牛尾陽子（財団法人東北活性化研究センターアドバイザーフェロー） 大井誠治（岩手県漁業共同組合連合会代業理事長） 岡本行夫（東北漁業再開支援基金・復興の烽火代表理事） 清原桂子（兵庫県理事） 佐藤雄平（福島県知事） 重川希志依（富士常葉大学大学院環境防災研究科教授） 達増拓也（岩手県知事） 星光一郎（福島県社会福祉施設経営者協議会長） 堀田力（弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長） 村井嘉浩（宮城県知事） 横山英子（仙台経済同友会幹事、㈱横山芳夫建設設計監理事務所代表取締役社長） 吉田文和（共同通信社編集局長）

（7）復興予算

3 月 11 日は平成 23 年度予算について参議院で審議中であり、発災後、政府・与党および野党は補正予算の早期編成が必要との認識で一致していた。当初は平成 22 年度

第 2 次補正予算として編成すべきとの声もあったが、今回の震災では被害が甚大かつ広範囲であるため、補正予算は平成 23 年度補正予算として 4 月以降に編成されることとなった。

①平成 23 年度第 1 次補正予算

4 月 22 日、平成 23 年度第 1 次補正予算が閣議決定され、4 月 28 日に国会に提出され、5 月 2 日に参議院本会議において全会一致で可決、成立した。この第 1 次補正予算は、震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費として、主に被災者支援と復旧活動等の緊急に必要な事業等が措置された。内訳は、応急仮設住宅の建設費等の災害救助関係経費、災害廃棄物の処理事業費、学校施設や社会福祉施設の復旧経費等であり、歳出追加額は 4 兆 153 億円であった。なお、財源については、追加の国債発行は行わず、歳出の見直し等により確保するとされた。

図表 4-2-11

平成 23 年度第 1 次補正予算 内訳

災害救助等関係経費	4,829 億
災害廃棄物処理事業費	3,519 億
災害対応公共事業関係費	1 兆 2,019 億
施設費災害復旧費等	4,160 億
災害関連融資関係経費	6,407 億
地方交付税交付金	1,200 億
その他の東日本大震災関係経費	8,018 億
合計	4 兆 153 億

（財務省資料より作成）

②平成 23 年度第 2 次補正予算

7 月 5 日、平成 23 年度第 2 次補正予算が閣議決定された。この第 2 次補正予算は、当面の復旧対策に万全を期すための経費として位置付けられ、その内訳は、原子力損害賠償法関係経費、原子力損害賠償支援機構法関係経費、二重債務問題対策や生活再

建支援金補助金等の被災者支援関係経費、東日本大震災復旧・復興予備費等であり、歳出追加額は1兆9,988億円であった。

財源については、今回も追加の国債発行は行わず、平成22年度決算余剰金により賄うこととされた。

図表 4-2-12
平成 23 年度第 2 次補正予算 内訳

原子力損害賠償法等関係経費	2,754 億
原子力損害賠償法等関係経費	2,474 億
原子力損害賠償支援機構法関係経費	280 億
被災者支援関係経費	3,774 億
二重債務問題対策	774 億
被災者生活再建支援金補助金	3,000 億
東日本大震災復旧・復興予備費	8,000 億
地方交付税交付金	5,455 億
2次補正予算 合計	1兆9,988 億

(財務省資料より作成)

③平成 23 年度第 3 次補正予算

10月7日、平成23年度第3次補正予算が閣議決定された。この第3次補正予算では、震災からの本格的な復興に資するための経費として東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補填のための経費を除く）が約9兆円計上され、その内訳としては、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算等であった。

財源については、はじめて国債を追加で発行することとされ、その代わりに、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保するものとされた。

図表 4-2-13 平成 23 年度第 3 次補正予算
東日本大震災関係 経費 内訳

災害救助等関係経費	941 億
災害廃棄物処理事業費	3,860 億
公共事業等の追加	1兆4,734 億
災害関連融資関係経費	6,716 億
地方交付税交付金	1兆6,635 億
東日本大震災復興交付金	1兆5,612 億
原子力災害復興関係経費	3,558 億
全国防災対策費	5,752 億
その他の東日本大震災関係経費	2兆4,631 億
(年金臨時財源の補填)	(2兆4,897 億)
3次補正予算	9兆2,439 億
東日本大震災関係経費 計	(11兆7,335 億)

(財務省資料より作成)

④平成 23 年度第 4 次補正予算

12月20日、平成23年度第4次補正予算が閣議決定された。この第4次補正予算は必要性・緊急性の高い追加財政需要に適切に対応するための「整理整頓のための補正」として位置付けられた。内訳は、義務的経費等の追加、その他の経費、地方交付税交付金であり、歳出追加額は2兆5,345億円であった。

図表 4-2-14
平成 23 年度第 4 次補正予算 内訳

義務的経費等の追加	1,406 億円
その他の経費	2兆331 億円
地方交付税交付金	3,608 億円
4次補正予算 計	2兆5,345 億円

(財務省資料より作成)

(8) 東日本大震災復興特別区域法

今回の震災は未曾有の被害を及ぼし、また、広範囲に及ぶ被害であることから、地域によって被災状況や復興の方向性がさまざまであり、地方公共団体の負担軽減と迅速な対応が不可欠であった。こうした背景を踏まえ、12月7日、東日本大震災復興特別区域法が制定され、同法では、震災で一定の被害が生じた区域を復興特別区域として設定し、その区域の地方公共団体の作成する事業計画に対し、各種規制の特例、税制上の特例、復興交付金の交付等の措置を講じることが定められた。

この措置により、地域の創意工夫を活かした、前例や既存の枠組みに囚われない取組みを実施できることに加え、規制・手続きの特例や税・財政・金融上の特例をワンストップで適用できることとなった。

なお、復興特別区域として、当初222市町村が設定されたが、平成24年2月22日に3道県の5市町村が追加され、11道県227市町村に拡大された。

図表 4-2-15 復興特別区域 (227 市町村)

北海道	広尾町、浜中町、鹿部町、八雲町
青森県	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
岩手県	県内全市町村
宮城県	県内全市町村
福島県	県内全市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、利根町
栃木県	宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、真岡

	市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、白子町、野田 <u>市</u> 、柏 <u>市</u>
新潟県	十日町市、上越市、津南町
長野県	栄村、野沢温泉村

※下線は平成24年2月22日に追加となった市町村

2. 県の動き

(1) 初動期の対応 (発災後 24 時間)

①概要

宮城県では、地震発生とともに災害対策本部を設置し、速やかに各市町村への津波情報の連絡、自衛隊への災害派遣要請、庁内の各部局連絡員会議を開催した。15時30分には行政庁舎4階庁議室にて第1回災害対策本部会議を開催し、知事(本部長)より、情報収集、人命救助に全力を尽くす旨の方針が伝えられた。

被害情報等の収集は、想定していた通信手段への障害発生等により市町村などからの報告・確認は、極めて困難な状況だったため、自衛隊等からの情報提供により収集を行った。

②経過

県の初動期における主な動きは次のとおりであった。

図表 4-2-16 宮城県の地震発生後の主な動き

3月11日	
14時46分	地震発生
14時58分	■14時49分に緊急地震速報用ラジオから大津波警報が発表されたことを覚知したため、全市町村に対し衛星無線FAXにて避難指示を一斉送信
15時01分	■知事（本部長）が本部事務局に対し自衛隊への災害派遣要請を指示
15時02分	■陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課へ電話にて災害派遣要請
15時14分	■気象庁より津波予想10m以上と発表されたことから全市町村あて衛星無線FAXにて避難指示を一斉送信
15時30分	■第1回災害対策本部会議開催 ■本部長から「津波で大変な被害が出ている。情報の収集、人命救助に全力を挙げていく」旨の方針を伝達 ■本部事務局長（危機管理監）より対応状況の報告
15時36分	■国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請
16時00分	■本部長臨時記者会見
16時20分	■東北方面総監部の連絡要員（約40人）により、行政庁舎2階第二入札室に「自衛隊県庁連絡調整所」が開設される。以降、自衛隊が入手した被害等の情報について逐次情報提供を受ける。
17時00分	■第2回災害対策本部会議開催 ■本部員等から被害状況および対応状況の報告 ■本部長から「各部長の判断により、各分野専門の対策チームを編成の上、対応に当たって欲しい」旨の方針を伝達。
17時00分	■県が災害救助法施行令第一条第1項第四号に基づき「災害救助法」を適用
19時30分	■第3回災害対策本部会議開催 ■本部員等から被害状況および対応状況の報告 ■本部長から引き続き被害情報の収集に努めるよう指示
22時30分	■第4回災害対策本部会議開催 ■政府調査団が同席 ■本部事務局から各医療機関で発電機用A重油の不足について報告し、本部長からA重油対応に向け関係機関との調整を行うよう指示
3月12日	
5時00分	■第5回災害対策本部会議開催 ■政府調査団からの状況報告 ■本部長から遺体安置所、医師派遣に関する指示、自衛隊に対して人命救助に全力を挙げるよう指示
10時30分	■第6回災害対策本部会議開催 ■政府調査団からの状況報告 ■本部長から、被害状況に応じて緊急消防救助隊の応援の調整をするよう指示、市町に対し県から人の派遣が必要になるため各部調整するよう指示
15時00分	■第7回災害対策本部会議開催 ■政府調査団から菅総理の上空視察の結果、自衛隊派遣2万人を5万人として対

	<p>応することとしたことの報告、被災者の食料、水、ストーブ、A重油の調達に全力で取り組んでいることの報告</p> <p>■本部長から避難者の要求の全てに応えることは難しいが特に医薬品や妊婦の方への対応を優先するよう指示。食料供給は人数を伝えて直接配送してもらうことが混乱をきたさない、避難者数は朝と夜間では異なるため夜間の人数を報告するよう指示、今後 48 時間が重要であるため行方不明者救出を優先に対応するよう指示</p>
--	---

(出典：東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－平成24年3月 宮城県)

(2) 災害救助法の適用

県では、地震発生直後から災害救助法の適用の検討を行ったが、通信手段の遮断等により各市町村からの情報が集まらなかった。報道等により県内の被害が甚大になることが確実視されたことから、災害救助法を3月11日17時に適用することとし、宮城県公報により告示を行った。

市町村に対する周知は、防災無線ファクシミリにより文書を送信し、原本は経済商工観光部が設置した「合同庁舎等との定期便」を利用し、合同庁舎等経由で送付した(本市においてはこのFAX文書を3月11日23時10分に本市災害対策本部にて受領を確認)。

県では3月11日以降、特に、厚生労働省から「災害救助法の弾力運用」に関する通知が出され、市町村宛の通知を行う度に、その解釈等に関しての市町村からの問合せが多くあり、その対応に追われた。

災害救助法における市町村への事務委任について、県では3月11日付けで応急仮設住宅関係を除いた救助の実施に関する事務を各市町村に委任した。その後、3月25日に応急仮設住宅関係のうち、借上げ公営住宅等に関する部分を委任、4月19日には県の指定する事業者との契約に限り、プレハブ仮設住宅の建設を委任、さらに、プレハブ応急仮設住宅の寒さ対策を迅速に行うため、10月26日には借上げ民間賃貸住宅供与の関係を除く応急仮設住宅の全てに関して委任を行った。

図表 4-2-17 宮城県による災害救助法の救助に関する事務の市町村への委任

<p>【3月11日付けで市町村に委任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■避難所の供与 ■炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給 ■被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ■医療および助産 ■災害にかかった住宅の応急修理 ■災害にかかった者の救出 ■学用品の給与 ■埋葬 ■死体の搜索 ■障害物の除去 ■応急救助のための輸送費および賃金職員等雇上費等
<p>【3月25日付けで市町村に委任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■応急仮設住宅の供与(公営住宅等に限り)
<p>【4月19日付けで市町村に委任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■応急仮設住宅の供与(一部制限あり)
<p>【10月26日付けで市町村に委任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■応急仮設住宅の供与について委任に係る制限を解除(寒さ対策を迅速に行うため、市町村において直接必要な措置が行えるよう制限を解除した)

(3) 宮城県震災復興計画の策定

①宮城県震災復興基本方針(素案)

県では、発災後1カ月となる4月11日に「宮城県震災復興基本方針(素案)」を公表した。基本理念を、①県民一人ひとりが復

興の主体、②単なる「復旧」ではなく「再構築」、③現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり、④壊滅的な被害からの復興モデルの構築として示した。

②宮城県震災復興本部の設置

4月22日には、「宮城県震災復興本部(本部長：知事)」を設置し、この本部が「宮城県震災復興計画」の推進および進行管理や復興施策の確実な実施と総合調整を行うこととした。

③宮城県震災復興計画の策定

宮城県震災復興計画の作成に向けては、5月2日に「第1回宮城県震災復興会議」を開催(合計4回開催)、その後、8月17日に「宮城県震災復興計画(最終案)」を公表し、10月18日に県議会の可決を経て、計画が策定された。

図表 4-2-18 宮城県震災復興計画

<p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に強く安心して暮らせるまちづくり 2. 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興 3. 「復旧」ととどまらない抜本的な「再構築」 4. 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり 5. 壊滅的な被害からの復興モデルの構築 <p>計画期間・目標年度</p> <p>平成32年度までの10年間 (復旧期(3年)、再生期(4年)、発展期(3年)に区分)</p> <p>復興のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築 (2) 水産県みやぎの復興 (3) 先進的な農林業の構築 (4) ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
--

- (5) 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
 - (6) 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
 - (7) 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
 - (8) 災害に強い県土・国土づくりの推進
 - (9) 未来を担う人材の育成
 - (10) 復興を支える財源・制度・連携体制の構築
- 沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ

【仙台湾南部地域】

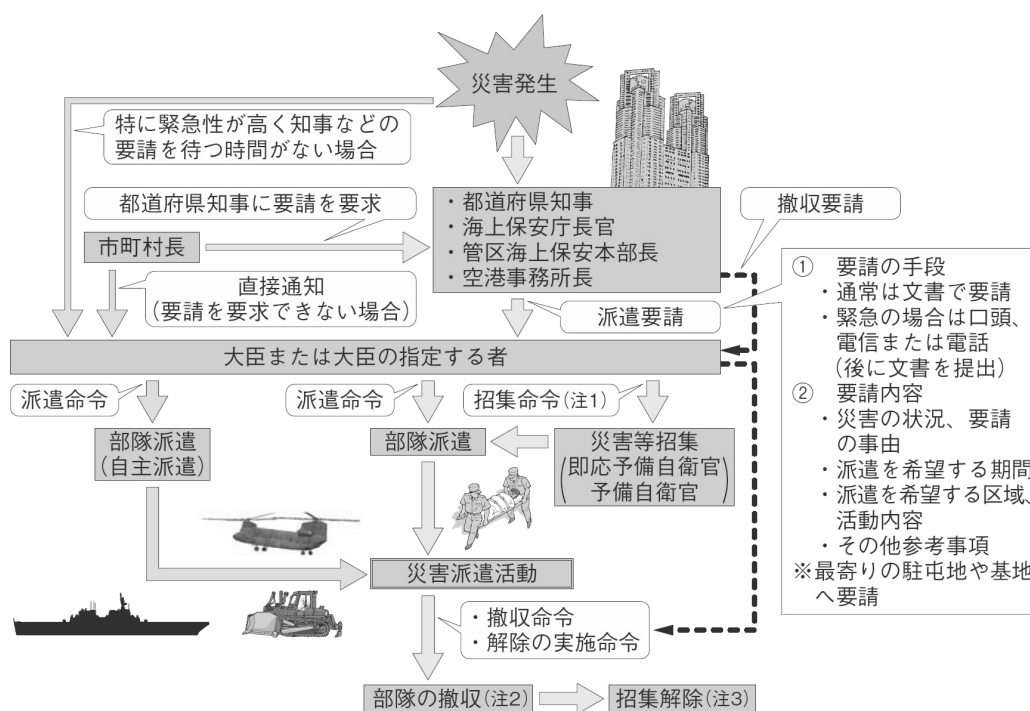
- ・ 多重防御
- ・ 空港・港湾を生かした物流機能、産業立地の推進
- ・ 農地集約、6次産業化
- ・ 国営公園・防災緑地・防災林の整備
- ・ 常磐自動車道の整備促進

3. 自衛隊の活動

(1) 自衛隊の災害派遣スキーム

自衛隊の災害派遣は都道府県知事からの要請により行うことが原則とされており(自衛隊法第八十三条第1項)、市町村長は都道府県知事に対し、災害派遣の要請をできるよう求めることができるものとなっている(災害対策基本法第六十八条の二第1項)。また、防衛大臣またはその指定する者(防衛庁訓令第28号(自衛隊の災害派遣に関する訓令))は、特に緊急を要し、要請を待つにいとまがないと認められるときは、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる(自衛隊法第八十三条第2項ただし書き)ものとなっている。

図表 4-2-19 自衛隊の災害派遣スキーム



(注1) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。
 (注2) 部隊をまとめて引き上げること
 (注3) 即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること

(出典：平成 24 年版防衛白書)

(2) 地域防災計画上の想定

地域防災計画においては、自衛隊に対する派遣要請に関し規定しており、派遣要請フローや派遣要請手続き、自衛隊の救援活動項目等を記載している。救援活動の具体的な項目は、次のとおりとなっている。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 避難者等の捜索救助
- 水防活動
- 消防活動
- 道路または水路の啓開
- 応急医療、救護および防疫
- 人員および物資の緊急輸送
- 炊飯および給水
- 物資の無償貸付または譲与
- 危険物の保安および除去
- その他

(3) 派遣要請および活動体制の構築

本市においては、発災当日 15 時 40 分に災害対策基本法第六十八条の二第 1 項に基づき宮城県知事に対し仙台市長名での自衛隊の派遣を要請した。その後、第 22 普通科連隊重迫撃砲中隊連絡幹部が本市の災害対策本部を設置していた青葉区役所に到着し、本市と自衛隊との間の情報連絡体制を整えた。3 月 15 日には第 22 普通科連隊が市災害対策本部のある青葉区役所内に連隊指揮所を開設し、本市との連携のもと、救援活動にあたった。

自衛隊への派遣要請については県が発災当日の 15 時 02 分に既に防衛大臣に対し災害派遣要請を行っており、当日 18 時には防衛大臣が自衛隊に対し大規模震災災害派遣命令を発出している。

(4) 自衛隊の活動

本市における自衛隊の活動は多種多様な

ものとなった。災害派遣活動は8月1日に終了したが、それまでに第22普通科連隊、東北方面特科隊、東北方面航空隊等から述べ約9万人の人員が投入された。災害派遣終了までの活動について記載する。

①救助・行方不明者の搜索等

発災当日は、陸上から100名体制で津波被災区域に立地する荒浜小学校や中野小学校に避難し、孤立した避難者等の救助を行うとともに、中野地区の保育所から避難者の救助を実施した。翌日以降、陸上から400名体制で津波被災区域の避難者の救助活動や行方不明者の搜索を行った。また、発災当日および翌日はヘリコプターによる救出活動を行い、荒浜小学校から94名、中野小学校から36名、そのほか民家等からも39名救出している。発災当日から15日までの間に1,988名を救出した。

発災翌日から5月15日までの間に行方不明者の搜索を行い、321柱のご遺体を収容し、宮城県警に引き渡している。

救助、行方不明者の搜索活動に際しては、道路啓開作業も行っており、発災翌日の3月12日から4月14日までの間に、津波被災区域において、延べ人員数568名、油圧ショベル延べ16台、中型ドーザ延べ61台、バケットローダー延べ32台の体制で総距離数約71kmにわたり道路啓開作業を行った。

人命救助や行方不明者の搜索は自衛隊の他、警察や消防局および緊急消防援助隊で派遣された他県の消防職員により行われ、津波被災区域のがれき撤去作業が始まってからは環境局も加わる形で搜索活動が行われた。

②避難所支援活動

(ア) 避難所への支援物資・食材輸送

避難所への支援物資・食材等の輸送については、発災後、区役所が中心となって実施していたが、280カ所以上の避難所が開

設されたため、人員体制や車両数、燃料等の問題もあり、機能不全に陥っていた。

そこで、本市からの依頼により、3月17日から4月24日までの間、宮城県消防学校に設置した物資集配拠点から各避難所までの支援物資や食材の輸送を担った。避難所数は最大で1日151カ所に上り、期間中に延べ2,170カ所に物資輸送をした。車両数は延べ746両(中型186両、大型560両)、総重量は約530tとなった。自衛隊の協力により、それまで混乱が見られていた避難所への物資輸送がスムーズに行われるようになった。

(イ) 他市町村への仙台市保有物品の輸送

3月14日に宮城県知事と仙台市長が会談した際に、東松島市から南の市町(東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、山元町、亘理町)については、市で保有している物資で支援してもらいたいという話があり、また、同時期に宮城県市長会においても、物資支援について各自治体から要請があり、本市で保有していた物資の供与について各市町と調整を図った。各市町との連絡調整は自衛隊の通信機器を活用しながら実施した。

調整結果をもとに、3月16日より仙台市が保有していた物資を他市町へ輸送した。11市町(気仙沼市、名取市、山元町、南三陸町、多賀城市、七ヶ浜町、亘理町、利府町、石巻市、松島町、東松島市)に対し、5月10日までの間にヘリ7機、車両21両により本市が保有していた物資(飲料、食料、おむつ、医薬品、長靴、土嚢袋等)を輸送した。

(ウ) 給食(炊き出し)支援

3月20日から5月10日にわたり、避難者が多く生活していた避難所において、第22普通科連隊や東北方面特科隊等が保有している炊飯車6台を活用して炊き出しを行った。実施したのは宮城野区の岡田小学校、

高砂中学校、宮城野体育館、若林区の六郷中学校、七郷小学校、若林体育館、サンピア仙台、蒲町小学校であり、配食数は約164,000食に上った。

炊き出しを行う避難所の選定にあたっては、市災害対策本部と区災害対策本部の間で調整を行い、区災害対策本部では避難者の多い避難所に対し、炊き出しを実施してもらうこととし、自衛隊による炊き出しが行われた。

(エ) 入浴支援

仙台駐屯地および霞目駐屯地において避難所で生活している避難者に対し、駐屯地の入浴施設を開放した。仙台駐屯地においては3月25日から6月28日にわたり延べ4,252名、霞目駐屯地においては3月26日から5月15日にわたり延べ1,498名が入浴した。また、高砂中学校においては、3月25日から4月8日にかけて沐浴場の設置をし、350名が利用した。

(オ) 避難者の被災地訪問支援

避難所で生活している避難者から被災地を訪問したいとの要望があり、自衛隊の車両にて被災地訪問を次のとおり実施した。

月 日	宮城野区 避難者	若林区 避難者	計
4月2日	40名	88名	128名
4月3日	16名	64名	80名
4月16日	17名	—	17名
4月17日	13名	—	13名
計	86名	152名	238名

(カ) 避難所集約支援

避難所の集約に伴い、避難者および避難者の荷物の輸送を実施した。

月 日	輸送人員	物資
4月9日	108名	—
4月12日	28名	27.0 t
4月14日	14名	1.5 t
4月15日	—	0.2 t

4月16日	17名	—
4月17日	8名	13.5 t
計	175名	42.2 t

(キ) 燃料給油支援

3月17日から4月24日にわたり宮城野区および若林区の避難所等に対し、主に暖房器具用の灯油の給油支援を行った。実績としては、宮城野区が灯油 36,362ℓ（うち3月が27,152ℓ）、軽油が710ℓ、ガソリンが1,720ℓ、若林区が灯油 45,797ℓ（うち3月が26,797ℓ）、軽油が980ℓ、ガソリンが1,400ℓとなった。

避難所以外では、東部沿岸地域の排水ポンプ場で使用する軽油 80,400ℓ、ごみ収集車用の軽油 81,800ℓ、市営バス用の燃料として軽油 2,000ℓ、ガソリン 4,000ℓの給油支援を行った。

(ク) 給水支援

水道局で給水車を配置できなかった地域を中心に、3月17日から4月3日にわたり給水活動を実施した。太白区八木山南小学校（3月17日、3月18日）、坪沼小学校（3月17日、3月18日）、人来田小学校（3月17日、3月18日）、芦口小学校（3月17日、3月18日）のほか、青葉区折立山東公園（3月17日、3月18日）、錦ヶ丘五丁目（3月17日、3月18日）での給水活動を行い、総給水量は74.3kℓとなった。

なお、宮城野区岡田小学校（3月19日～3月21日）および高砂中学校（3月19日～4月3日）の2校については、炊き出し支援に付随して給水活動を行った。

③その他の支援活動

(ア) 被災校再開支援活動

津波で被災した3校（宮城野区中野小学校、若林区荒浜小学校、東六郷小学校）の学校備品の搬出、代替校（中野小学校→中野栄小学校、荒浜小学校→東宮城野小学校、東六郷小学校→六郷中学校）への学校備品

の搬入を行うとともに、若林区蒲町中学校においては入学式前の清掃支援を実施した。

(イ) 消火活動

3月11日に発生したJFE条鋼株式会社仙台製造所(宮城野区)の火災において、延焼防止のためにヘリでの空中消火を実施した。

(ウ) 被災地巡回パトロール

沿岸部においては治安の悪化が懸念されたことから、本市の依頼により5月17日から6月3日にわたり、青葉区役所を基点として、宮城野区および若林区の津波被災区域の巡回パトロールを実施してもらい、6月4日以降も多賀城駐屯地を基点として宮城野区、若林区の巡回パトロールを実施した。

(エ) 害虫(ハエ) 駆除

自衛隊からの申出により、宮城県経由で市町村に害虫駆除の実施に関する照会があり、宮城野区仙台港周辺の倉庫地区においてハエが大量に発生していたことから、7月22日にハエの駆除を実施した。

(オ) 若林区荒井倉庫の整理

本市に個人の事業者の方から倉庫の無償貸与の話があり、その倉庫が津波被害を受けて泥をかぶっていたため、4月4日から4月5日にかけて若林区の荒井地区にあったその倉庫への位牌、アルバム等の集積のための準備作業を行った。本市においては、借り受けた倉庫を7月まで位牌等の保管場所として活用した。

(カ) 音楽演奏

4月5日から4月29日までの間に東北方面音楽隊、在日米陸軍軍楽隊、第6音楽隊、中部航空音楽隊等により、避難所を中心として音楽演奏を計12回実施した。

記録誌の性格上、本文中では尊敬語、謙譲語は用いておりません。ここで改めて、自衛隊のご支援に御礼申し上げます。

4. 宮城県警察の活動

(1) 緊急・救助活動

①体制の確立

宮城県警察は、発災と同時に警察本部長を本部長とする「宮城県警察災害警備本部」を設置するとともに、県内24警察署において「署災害警備本部」を設置し、約3,900人の災害警備体制を確立した。

翌3月12日以降、救出救助活動、行方不明者の捜索、遺体検視・身元確認、遺族支援、交通整理、パトロール活動等を実施した。これらの活動に対しては、岩手県警察と福島県警察を除く全国44都道府県警察の特別派遣部隊(延べ35万人)の支援を受け展開した。

②避難誘導活動

宮城県沿岸部に対する大津波警報発令を受け、沿岸部の住民に対して宮城県警ヘリコプター、警察車両等による避難広報および避難誘導を実施した。沿岸部の各主要交差点には警察官を配備し、通行車両や避難者等の内陸部への整理、誘導を行ったが、宮城県内では東北管区警察局出向中の職員を含む14人の警察官が津波の犠牲となった。

③救出救助・捜索活動

発災直後から、機動隊等を沿岸警察署に派遣し、被災者の救出救助を実施した。

また、宮城県警ヘリコプターを出動させ、機動隊レンジャー隊員と連携して救出救助を実施し、翌3月12日からは広域緊急援助隊、機動隊等の派遣を全国の警察から受け、自衛隊、消防等の関係機関と連携を図りながら、救出救助および行方不明者の捜索活動を実施した。それらの活動は、全国の警察を総動員する形で行われたが、倒壊家屋

やがれき、津波による浸水等に加え、余震の影響もあり難航した。

また、9月11日からは宮城県警の機動隊等により行方不明者特別捜索隊を編成し、機動隊のダイバーや船艇等による行方不明者の捜索を行った。

④検視・身元確認および遺族支援

遺族への遺体の引渡しに向けた活動として、全国警察からの派遣や医師、歯科医師の協力を受け、身元確認や遺体の検視を行うとともに、身体特徴等に関する情報のホームページへの掲載、遺体安置所における写真台帳の整備、指紋や掌紋およびDNA型鑑定資料の採取や歯牙形状の記録等により、遺体の身元確認の取組みを実施した。

また、遺族に対する支援業務を推進するため、約200名の「遺族支援班」を編成し、遺体安置所等における遺体の引渡し、身元確認、行方不明者の受付け等を実施した。

行方不明者対策としては、発災翌日から、警察本部内に「行方不明者相談ダイヤル」を開設し、行方不明者相談に24時間体制で対応した。6月11日からは、行方不明者届を警察で受理した事実および警察活動でいまだに発見されていない事実を証明する「届出・未発見事実証明」の発行を開始した。申請は行方不明者が被災したと思われる地域の所轄警察署で窓口および郵送にて受理した（12月末時点での発行件数は1,980件となっている）。

（2）交通対策

①緊急交通路の確保

発災直後から、県内の高速道路および一般道路の損壊状況等を確認し、翌3月12日11時には、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保するため、災害対策基本法第七十六条第1項に基づき、東北自動車道（福島県境から岩手県境までの間）、仙台南部道路、三陸自動車道等の高速道路、国道284号（岩手県境から気仙沼市内まで

の間）、国道398号（南三陸町から登米東和ICまでの間）の一般道路を「緊急交通路」に指定した。このことにより、緊急交通路では緊急通行車両確認標章を掲げる災害応急対策等を実施する緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止または制限した。

この緊急通行車両確認標章については、当初は公的機関の災害応急対策、政府の緊急物資輸送への協力、食料品や生活用品等を輸送する車両への交付を最優先としたものの、その後、交付対象を柔軟に拡大していった。

図表 4-2-20

交付対象の拡大等の経緯（概要）

3月12日	医薬品、医療機器等の輸送車両
3月13日	食料品、生活用品、燃料等の輸送車両 医師・歯科医師の使用車両 建設機械等の輸送車両
3月14日	高速バス
3月15日	家畜の飼料の輸送車両
3月16日	タンクローリーへのICでの交付
3月22日	大型車等は標章なしで通行可
3月24日	交付終了

（警察庁資料より作成）

また、交付対象の拡大に加え、3月16日、警察庁において、被災地に食料品や生活用品を輸送する車両に対して交付手続きの簡素化の措置が取られた。当初は交付要件としては目的地が福島県・新潟県以北（両県含む）のものとしていたところ、目的地を問わず標章を交付するとした。さらに、大型車等であれば警察署での積載の視認を不要とし、車検証の写しのみで足りることとした。

なお、緊急通行車両確認標章は交通規制が全面解除された3月24日までに16万3,208枚が交付された。

②信号機滅灯への対応

県内における震災とそれに伴う停電により滅灯した交通信号機は 272 基、一部損壊を含めると 332 基であった（12 月時点で復旧した交通信号機は 178 基、未復旧は 94 基である）。

こうした状況下、地域の主要な交差点においては、警察官の手信号等による交通整理を実施し、交通の安全確保と円滑化を行った。

（3）安全・安心の確保（被災地域の治安維持活動）

①緊急通報への対応

3 月 11 日、宮城県警における 110 番受理件数は 1,096 件であり、翌 3 月 12 日は 1,893 件、その後も 1,000 件前後の日が続き、これは平成 22 年における 1 日平均件数 329 件を大きく上回るものであった。このため、受理・指令態勢を強化し、救助要請、安否確認、被災状況の問合わせ等の緊急通報に対応した。

図表 4-2-21 110 番受理状況（3 月 11 日～15 日）

		平成 22 年 (1 日平均)	3 月 11 日	3 月 12 日	3 月 13 日	3 月 14 日	3 月 15 日	3 月 16 日
宮城県	受理件数	329	1,096	1,893	969	1,099	935	858
	指数	1	3.3	5.8	2.9	3.3	2.8	2.6
(参考) 岩手県	受理件数	110	403	478	421	301	257	216
	指数	1	3.7	4.3	3.8	2.7	2.3	2.0
(参考) 福島県	受理件数	244	443	415	669	562	496	398
	指数	1	1.8	1.7	2.7	2.3	2.0	1.6

②各種犯罪の取締り

発災後から 12 月末までの全刑法犯認知件数は 15,676 件であり、前年同期と比較して 3,484 件（18.2%）の減少となった。一方で、発災後 1 カ月間で見ると、2,368 件と前年同期比で 18.2%の増となったほか、無人となった家屋や店舗等に対する侵入窃

盗や自動車盗等が増加し、義援金名目の詐欺等の震災に関連・便乗した悪質な事件が散見された。

宮城県警では全国の警察からパトロール活動を担う地域警察特別派遣部隊や犯罪取締りを担う特別機動捜査派遣部隊等の派遣を受け、治安対策を行った。

図表 4-2-22 発災後 1 カ月ごとの刑法犯認知件数の推移

区分	総数	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6 カ月	7 カ月	8 カ月	9 カ月	年末
		3/11 -4/10	4/11 -5/10	5/11 -6/10	6/11 -7/10	7/11 -8/10	8/11 -9/10	9/11 -10/10	10/11 -11/10	11/11 -12/10	12/11 -12/31
H23	15,676	2,368	1,359	1,546	1,630	1,833	1,879	1,676	1,520	1,256	609
H22	19,160	1,991	2,064	2,092	2,021	2,246	2,285	1,957	1,936	1,698	870
増減	-3,484	377	-705	-546	-391	-413	-406	-281	-416	-442	-261
増減率	-18.2%	18.9%	-34.2%	-26.1%	-19.3%	-18.4%	-17.8%	-14.4%	-21.5%	-26.0%	-30.0%

（宮城県警察資料より）

③パトロール活動

3月18日以降、皇宮警察や警視庁を含む全国警察からパトロール活動要員として派遣を受けた警察官は約13万人であった。宮城県警の警察官と合同でパトカー等によるパトロールを行う街頭パトロール隊、5～6人の警察官が徒歩でパトロールを行う被災地集団パトロール隊をそれぞれ編成し、昼夜問わず活動を展開した。なお、県内ではパトロール中、窃盗等約360件の犯罪を検挙することとなった。

また、犯罪の予防、検挙のみならず、被災者のニーズ把握、避難所や応急仮設住宅等への立寄り、移動交番の開設等の対応も行った。

④暴力団の排除

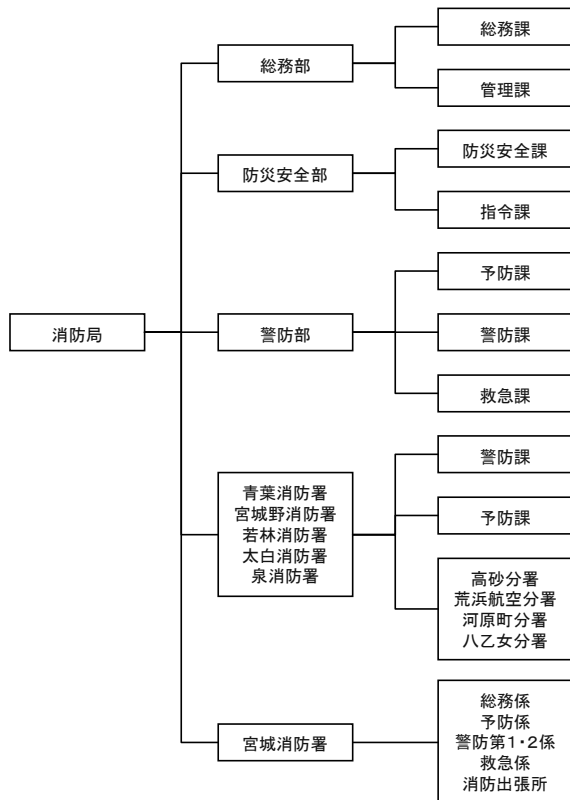
震災の復旧・復興事業においては、暴力団の参入、介入の可能性があるが、実際、暴力団員による恐喝未遂、労働者派遣業法違反等が発生している。国、県や県内自治体、建設業、産業廃棄物協会等の関係団体、業界等との連携により、復旧・復興事業の契約書等への暴力団排除条項の導入、暴力団排除連絡協議会、マスメディア等を活用した広報をはじめとする排除対策を進めた。

第3節 救急・救助・消火活動

1. 消防局の体制

発災当時の本市消防局の組織は、消防局3部7課、6消防署4分署17出張所の構成となっていた。

図表 4-3-1 消防局の当時の体制



職員数は1,093名（再任用職員含む）であり、そのうち宮城県消防学校入校者や各機関への派遣者、休業・退職者等を除いた1,034名が発災時の参集対象職員であった。

また、消防車両は合計222台保有しており、消防隊として、各消防署に指揮隊を配置し、警防隊（ポンプ隊）は全26隊を配置していた。救助隊については、人命の救助に関する専門的かつ高度な知識を持った特別機動救助隊を2隊配置し、また、救助隊と警防隊の2つの機能を併せ持った特別消防隊を各消防署に計6隊配置していた。さらに、若林消防署荒浜航空分署には、消防航空隊兼任の救助隊1隊を配置していた。

救急隊については、6署4分署11出張所1救急ステーションに計23隊（うち1隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を配置していた。

また、消防航空体制については、若林区荒浜に専用の消防ヘリポートを持ち、2機の消防ヘリコプターを配備していた。

2. 東日本大震災への対応

（1）消防体制の強化

（ア）職員の非常配備

仙台市域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、消防局の全職員が参集することとなっている。発災当日の参集状況は、発災時の459名から始まり、2時間後の17時で799名（77.3%）、19時で944名（91.3%）、21時で992名（95.9%）、24時で1,006名（97.3%）の職員が参集した。

（イ）非常時の警防本部および署隊本部の立ち上げ

非常招集計画において、震度4以上の地震により被害が発生し、または発生が予想される場合などには、職員を非常招集し、警防本部および署隊本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して、消防活動体制を強化することとなっており、地震発生直後に非常時の警防本部（図表4-3-2）および署隊本部（図表4-3-3）をそれぞれ消防局および各消防署に設置した。警防本部長は消防局長がその任にあたり、署隊本部長は各消防署長がその任にあたることとなっている。

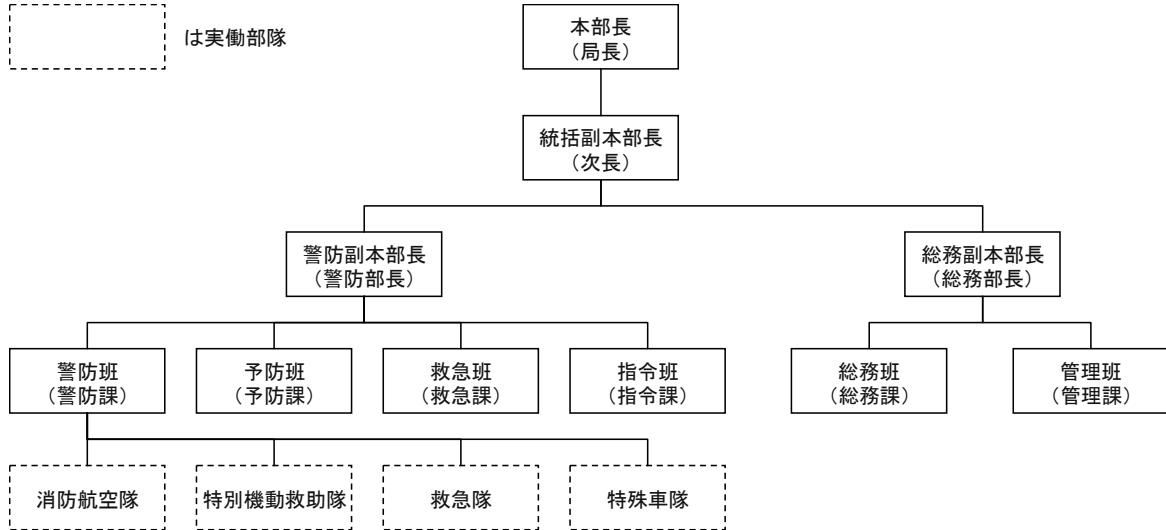
警防本部の任務は災害や活動状況の情報収集、災害活動方針や消防隊および消防団の指揮運用、救急活動に係る総合調整などであり、署隊本部の任務は署隊本部の指令管制、出場命令や警防本部等との連絡調整などとなっている。

初動期においては、警防本部において、

各消防署所間の情報連絡体制の確認、職員被害、庁舎被害、車両被害等の確認および地震・災害情報の収集を実施した。また、各消防署においては来庁者・職員等の負傷の有無の確認と安全確保、庁舎被害の有無

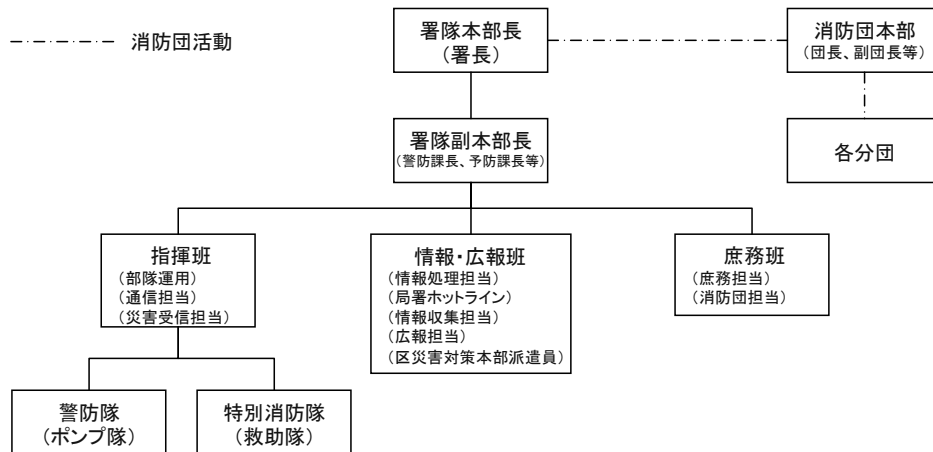
の確認、車両・装備等の安全確保を行うとともに、警防本部とのホットラインで情報を共有しながら災害規模から優先順位を検討したうえで出場部隊を選定し、災害対応にあたる形となった。

図表 4-3-2 非常時の警防本部体制



図表 4-3-3 非常時の署隊本部体制

非常時の署隊本部の編成



(ウ) 通信設備等への影響と対応

災害活動方針を決定していくためには、情報収集が重要となるが、震災の影響によりNTTネットワークシステムの断線や電話交換局の停電などが発生し、消防、救急の指令回線、関係機関とのホットライン、庁舎間の専用線に不通等の不具合が生じた

(図表 4-3-4)。

庁舎間の専用線が不通の間は、災害指令の音声、データ(指令書、車両表示)が送信できなくなった。

有線設備指令回線が使用できなくなった消防署所については、消防無線で代用運用することで指令管制の対応にあたったが、

市内で災害が多発したため無線が輻輳状態となり、災害指令に苦慮した。また、通信の一手段として防災行政用無線を利用したが、こちらでも輻輳等でなかなか使用できない状態が続いた。指令回線の音声回線、データ回線が被害を受け通信不能となった署所については、3月14日よりNTTから借用した衛星携帯電話を配備し、また、各救急隊へは民間通信事業者から無償で借り受けたPHS携帯電話を配備し通信手段の補助とした。

図表 4-3-4 通信設備の被害状況

通信設備名	被害状況
消防無線設備	津波被害を受けた荒浜航空分署以外は使用可能
有線設備指令回線	●音声回線不通 (10カ所/29カ所) ●データ回線不通 (16カ所/29カ所)
医療機関ホットライン	ネットワーク回線の障害により不通
公衆回線	一般119番回線、携帯電話回線は着信可能であったが、IP電話回線については停電の影響によりほとんど着信せず
ヘリコプターテレビ放送システム	消防局庁舎屋上の受信アンテナ破損により、ヘリコプターからの映像が受信不能となった
高所監視カメラ映像	支障なく受信可能
衛星地球局	パラボナアンテナ部分の配線断線により使用不能 (発災当日業者により復旧)
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	停電により電池切れの自動通報が多数入り、他業務に支障をきたす状況になった

(エ) 緊急消防援助隊

今回の震災において、本市では、緊急消防援助隊の応援が必要と判断し、発災当日の15時30分に県に対し、緊急消防援助隊の応援を要請した。他方、消防庁においては、消防組織法第四十四条第5項の規定に基づく消防庁長官の出動指示権を行使すべきと判断し、発災当日の15時40分に20都道府県に対して陸上部隊の出動指示を行った。その後も被災状況が判明するに従い、部隊が追加投入されるという形となった。本市には神奈川県隊、三重県隊、島根県隊、熊本県隊の4県隊が投入され、各種災害対応および津波被害区域の検索救助活動に関して応援を受けた。

図表 4-3-5 緊急消防援助隊の活動状況

県隊名	受援期間	隊数 人員 数	活動概要
神奈川県隊	3月12日 ～21日	184 隊 703 名	●津波被害区域（宮城野区および若林区）での検索活動
三重県隊	3月13日 ～20日	101 隊 346 名	●津波被害区域（宮城野区および若林区）での検索活動 ●全農エネルギー(株)危険物漏洩警戒活動
島根県隊	3月13日 ～19日	36 隊 133 名	●津波被害区域（宮城野区および若林区）での検索活動
熊本県隊	3月16日 ～20日	58 隊 208 名	●津波被害区域（若林区）での検索活動 ●宮城野区JFE条鋼(株)および(株)東邦運輸倉庫での消火活動

また、航空部隊としては、東京消防庁航空隊をはじめ、札幌市消防航空隊、北九州市消防航空隊の各消防ヘリコプターに救助活動や情報収集等の各種活動を、札幌市消防局においては、2カ月の長期間にわたる宮城県指揮支援部隊長としての活動など、多数の消防機関による援助を受けた。

(2) 救急活動

(ア) 救急体制

本市においては、通常22隊の救急隊と1隊の高度処置救急隊（ドクターカー）の合計23隊の救急隊を運用しており、救急車は救急予備車を含め30台保有していた。発災後は救急予備車を活用し、津波により運用不能となった荒浜救急隊、仙台市立病院救命救急センターの受入体制確保のため運用を停止したドクターカーを除く、合計28隊の救急隊により救急要請に対応した。

また、緊急消防援助隊の救急部隊については、神奈川県隊12隊36名、三重県隊11隊33名、島根県隊8隊27名、熊本県隊14隊43名の応援を受けた。

(イ) 出場件数および傷病者の搬送状況

地震発生直後から多数の救急要請があり、地震発生から当日の24時までの救急出場件数が144件、翌日の3月12日が最も多く307件、3月13日が267件であり、発災からの7日間で1,684件の出場となった。前年の1日平均出場件数が115件であり、発災からの7日間では約2倍の出場件数となった。なお、緊急消防援助隊救急部隊の3月12日から3月21日までの派遣期間内における出場件数は222件、搬送人員は223人であった。

また、傷病者の搬送状況であるが、屋内の収容物の落下や転倒による受傷が主であり、地震に起因すると思われる傷病者を145人搬送した。

震災に関連する傷病者としては、停電等による酸素療法の継続不能や人工呼吸器、

吸引器の作動停止等による在宅療養者の搬送、通院先の被災や通院手段がなくなった人工透析患者の搬送、地震の片付け作業中の負傷等、余震を含めて413人を搬送した。

さらに避難所開設期間中、避難所からは323人を救急搬送しており、このうち204人が発災後7日間の搬送であった。風邪症状や消化器・呼吸器異状等の急病が主であり、65歳以上の高齢者が53%を占めるという結果となった。

(ウ) 医療機関への照会・収容

地震によるホットライン障害等により通常の医療機関情報の収集が行えなかったため、医療機関への連絡員の派遣や病院に到着した救急隊からの情報、テレビのテロップ情報などにより医療機関の診療状況についての情報収集を行った。これらの情報を救急無線やファクシミリ、病院照会サポートシステムのデータ通信などにより救急隊に提供した。

発災後数日間は、救急隊が医療機関への照会に用いている携帯電話がほぼ繋がらない状態であり、現場からの照会は困難であったが、多くの医療機関において、事前の収容依頼なしでの受入れ（アポなし収容）が行われたため、傷病者の収容は比較的円滑に行われた。なお、アポなし収容は発災からおおむね1週間程度の期間において、市内のメディカルコントロール協力医療機関を中心に複数の医療機関において行われた。

(3) 消火・救助活動

地震・津波に起因する本市の災害対応状況は次のとおりである。

火災	39 (3) 件
救助	299 (17) 件
ガス漏れ	113 (52) 件
危険物漏洩	46 (22) 件
自然災害	225 (47) 件

※ () 内は4月7日の余震に起因するもの

地震・津波に起因する災害の内訳は次のとおりである。

火災 39 件	
建物火災	30 件
その他火災	5 件
車両火災	3 件
船舶火災	1 件
救助 299 件	
津波に関する被害	228 件
建物内閉じ込め	39 件
エレベーターに関する災害	15 件
家具転倒等	10 件
その他	7 件
自然災害 225 件	
住家被害	62 件
非住家被害	23 件
文教施設被害	2 件
道路被害	6 件
ブロック塀等被害	25 件
がけ崩れ	8 件
その他	99 件

救助活動・行方不明者捜索活動の状況は次のとおりである。

消防職員（延べ）	10,737 名
消防団員（延べ）	3,928 名
救助人員数	899 人
避難誘導者数	3,931 人
検索遺体	362 人

うちヘリコプターによる救助人員は次のとおりとなっている。

仙台市消防ヘリ	168 人
札幌市消防ヘリ	236 人
東京消防庁ヘリ	20 人

以下、主な災害活動について記載する。

(ア) 宮城野区中野小学校に孤立した避難者の救助

3月11日の地震発生後、中野小学校には

地震発生および津波被害により多数の市民が避難しており、津波による浸水のため、校舎に取り残されることとなった。

3月11日は自衛隊ヘリ、3月12日には仙台ヘリ1号機・2号機、札幌市消防ヘリ、自衛隊ヘリで中野小学校に取り残された避難者等を救助した。一方、地上からの活動については、津波による浸水のため現場まで到着することができなかったが、3月12日早朝に泉消防団副団長個人所有の重機により中野小学校までの道路啓開作業を実施し、市営バスにより仙台市立仙台工業高等学校までの全避難者の輸送を完了した。

(イ) 若林区荒浜地区における救助

地震発生当初は津波の浸水により地上での活動が制限されたため、3月11日は仙台ヘリ1号機・2号機、自衛隊ヘリ、3月12日はそれに東京消防庁ヘリ、札幌市消防ヘリ、宮城県警ヘリ、海上保安庁ヘリが加わり、上空からの救助活動を行った。なお、ヘリコプターにより荒浜小学校や中野小学校から救助された避難者は霞目駐屯地に一旦搬送され、そこから市営バスにて市内の各避難所へ移送される形となったが、救助や移送の時期により移送先が異なり、その後、救助された避難者の所在確認に時間を要することとなった。

(ウ) 宮城野区中野字牛小舎地区建物火災

3月11日、多数の避難者がいた中野小学校から西側約200m地点で、倒壊家屋数棟、がれきおよび車両数十台が炎上していた。西風にあおられ小学校まで延焼のおそれがあり、仙台ヘリ2号機および自衛隊ヘリで計5回の夜間空中消火を実施し、延焼を食い止めることができた。

(エ) 仙台港周辺地区における火災および危険物漏洩

3月11日21時20分頃（推定）JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所にて火

災が発生した。出火直後は津波によるがれきや路面陥没により現場付近へ到着することができなかった。3月13日に製油所を中心とした半径2km圏内の住民に対し避難指示を発出。3月15日9時から消火活動を開始し、同日14時30分に鎮火した（同日15時避難指示解除）。

また、JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所および全農エネルギー株式会社仙台石油基地においてタンク破損や配管破損などにより、ガソリンや重油が防油堤内および構内道路等に流出した。当該事業所敷地内に火災警戒区域を設定し、流出油の回収を行った。

なお、仙台港周辺地区においては、製造業や物流業の倉庫なども立地しているが、津波の影響により工場敷地内に野積みされていた金属裁断物の酸化反応が促進し、内部発熱の蓄熱により出火した事案やフォークリフト電気配線接続部でのスパーク火花ががれきや油分等に着火し、出火した事案などがあつた。

仙台港周辺地区はがれき等の流出により消防車等の通行が難しい状況であつたが、宮城県解体工事業協同組合や自衛隊の協力による道路啓開作業の後に消火活動等にあつた。

（オ）震災ごみ置き場等での火災

地震の影響により壊れた食器や家具などを一時的に保管する「震災ごみ仮置き場」や津波被害や損壊家屋等の解体撤去に伴い発生するがれきの「搬入場」においても火災が発生し、消火活動を行った。

震災ごみ仮置き場における火災の原因は車両用バッテリー端子に金属ごみが重なり回路形成したことによる発熱出火、搬入場における火災の原因は微生物の発酵蓄熱による出火などであつた。

（４）津波被害区域における検索活動

3月11日より宮城野消防署および若林

消防署が消防団、緊急消防援助隊、自衛隊、宮城県警、海上保安庁等と協力し、津波被害区域における要救助者検索活動を開始した。

検索活動においては、がれき等が障害となり緊急車両が通行できなかったことから、宮城県解体工事業協同組合、社団法人仙台建設業協会および消防団員、自衛隊からの協力を受け、道路上のがれき撤去を実施しながらの検索活動となった。なお、宮城県解体工事業協同組合とは「大規模災害時における災害活動への支援に関する協定」を、（社）仙台建設業協会とは「災害時における応急措置の協力に関する協定」をそれぞれ締結しており、協定に基づいて検索活動への協力が得られた。

また、日本DMAT（医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職員）で構成され、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム）には被災医療機関での支援活動や広域医療搬送拠点（若林区の陸上自衛隊霞目飛行場）での活動に加え、津波被害区域での現場トリアージや救護活動に携わってもらうとともに、「災害救助犬の出動に関する協定」を締結していた社団法人ジャパンケネルクラブ公認の犬の学校有限会社からも災害救助犬の派遣を得て、がれき下からの搜索救助活動の支援を受けた。

（５）消防団の活動

本市では、5つの行政区に7つの消防団が設置されている。発災時点での消防団員は2,250名で、うち113名が女性消防団員であつた。市内には123カ所の消防団機械器具置場があり、それぞれ小型動力ポンプ付積載車またはポンプ自動車も配備されている。

本市の「消防団の活動に関する要綱」において、仙台市域で震度5弱以上の地震が

観測された場合には、団本部員は各消防署に、各分団員は所属する消防団機械器具置場に参集することとなっている。

今回の震災において早い時期から行動できた消防団員は、バイクや自転車、徒歩による地域被害状況の確認や、地域住民の避難誘導等を行いながら参集した。発災直後の活動としては、避難誘導の他、救助活動、避難所運営支援を行っている。大津波警報が発表された沿岸地域の消防団員は、地域住民の避難誘導を行ったが、最後まで住民の避難誘導、救助にあたった3名の団員が職に殉じた。

発災翌日以降は、各消防団管内の災害対応や避難所運営支援に加え、市内全団から捜索隊を編成し、沿岸地域での行方不明者の捜索活動に従事した。

3. 総括

消火・救急活動においては、各消防署所や救急隊等との通信に不具合が生じたものの、消防無線や防災行政用無線、衛星携帯電話等、複数の代替手段を取ることで、通信手段を確保し、災害対応にあたることができた。

また、救助捜索活動においては、本市消防局の指揮のもと、消防団員、自衛隊、緊急消防援助隊、宮城県警、海上保安庁、宮城県解体工事業協同組合、(社) 仙台建設業協会、(社) ジャパンケネルクラブ等、さまざまな機関の協力を得ながら活動にあたった。がれき等で覆われた地域での救助捜索活動においては、緊急輸送道路の確保が重要となり、今回は消防団、自衛隊、宮城県解体工事業協同組合、(社) 仙台建設業協会等の重機により道路啓開活動を行うことができた。今後とも各機関との連携体制を維持していくことが重要である。

第4節 避難勧告等

1. 津波に関する避難指示の発令および避難 広報

(1) 地域防災計画等における規定

本市では、地域防災計画において、大津波警報が発令された場合には津波警戒区域に対して直ちに避難指示を行うこととなっている。また、沿岸住民等への情報伝達については、「消防部および関係する各区本部は、津波予報の発表と同時に区域内の住民等に対し、津波に関する情報を伝達する。」こととなっており、次の手段により伝達することとなっている。

- 仙台市津波情報伝達システム
- 警鐘の打鐘またはサイレンの吹鳴
- 消防車、ヘリコプター（消防局）および広報車（区本部）による巡回広報
- 町内会長等への連絡（区本部）
- 報道機関との連携
- 杜の都防災メール

(2) 東日本大震災における対応

発災直後の14時49分に気象庁より大津波警報が発表された。本市においては、14時49分の大津波警報発表に伴い、津波警戒区域（津波危険区域、要避難区域（図表4-4-1））に対し避難指示を実施した。14時53分に津波情報伝達システムが作動するとともに、津波警戒区域内に設置していた屋外拡声装置（50基）および町内会長や消防団員の自宅等に設置していた戸別受信装置（166基）への通報を実施した。

消防局においては、ポンプ車隊および広報車隊による地上からの広報・警戒活動、消防ヘリコプターによる沿岸部上空津波警戒および避難広報活動を実施するとともに、消防団においても自己分団管内の避難誘導を実施した（なお、消防局の地上部隊については、津波到達の情報入手後、退避したが、消防団においては、避難誘導にあたった3名の団員が職に殉じた）。

また、若林区においても広報車2台により地上からの避難広報活動を実施したが、津波は津波警戒区域を大きく越えたことから、広報車の1台が広報活動中に津波に飲まれ、職員2名が職に殉じた。

(3) 総括

大規模な地震が発生し、大津波警報が発令された際の住民への広報・避難誘導の方法について、広報車の情報伝達や収集等のための装備や広報範囲、広報ルート、津波の到達状況、避難方法などについて再検討する必要がある。

また、津波情報伝達システムにより津波警戒区域等に設置していた屋外拡声装置からの通報やヘリコプター、消防車、防災メール等による広報を実施したが、津波により多くの方が犠牲となった。津波情報伝達システムの設置拡大や情報伝達手段の多重化、通常時の啓発、避難訓練など、行政と地域が連携して津波から「逃げる」ことを最優先とした対策を進める必要がある。

図表 4-4-1 津波警戒区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/60,000地形図を複製したものです。【承認番号平17東地第8号】」

2. 避難勧告

(1) 津波等に対する避難勧告

本市では、今回の震災において、津波等による避難指示や避難勧告を発令している。3月11日14時46分の地震発生後、14時49分に津波警報（大津波）が発表され、これに伴い、津波警戒区域に避難指示を発令した。この避難指示は3月12日20時20分に大津波警報から津波警報に切り替えられたことに伴い、避難勧告に切り替えられた。この避難勧告は、3月13日7時30分には

解除となった。また、4月7日23時32分に発生した余震でも津波警報が発表され23時34分に避難勧告が発令されている。

この他に、火災に関する避難指示等も発令されている。3月13日には仙台港付近のJX日鉱日石エネルギー株式会社の火災発生に伴い、近隣への避難指示が発令され、3月16日および3月19日にも火災発生が危惧され、火災警戒区域を設定し、関係者による警戒を実施した。

図表 4-4-2 津波等による避難指示・避難勧告

3月11日	
14時49分	大津波警報発表に伴う避難指示
3月12日	
20時20分	津波警報切替えに伴い避難勧告に切替え
3月13日	
7時30分	津波警報解除に伴い避難勧告解除
7時30分	JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所火災に伴い製油所(多賀城市)を中心に半径2km内(港一丁目7番・港三丁目7～10番、港四丁目1～16番、中野字新田・掃沼・資田・沼向・駄上・高松)に避難指示 (～3月15日15時00分解除)
3月16日	
14時00分	全農エネルギー(株)仙台石油基地危険物漏洩に伴い火災警戒区域を設定 (～3月25日15時30分)
3月19日	
11時07分	JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所危険物漏洩に伴い火災警戒区域を設定 (～7月8日10時00分解除)
4月7日	
23時34分	津波警報発表に伴う避難勧告
4月8日	
0時55分	津波警報解除に伴い避難勧告解除

(2) 宅地被害に対する避難勧告

本市では、今回の震災で地すべりや地盤の崩壊、擁壁の損壊等、広範囲にわたり甚大な被害が発生した。このうち特に大規模な被害を受け、二次災害の恐れのある青葉区折立五丁目地区においては、3月14日に警戒区域を設定し、立ち入りを制限した。

また、太白区緑ヶ丘四丁目地区においては、3月28日に避難勧告を実施した。

その後、6月に梅雨時期を迎えるにあたり、降雨による二次災害の恐れのある地区において、随時避難勧告を実施した。

また、東仙台一丁目地区において、9月の台風15号の影響で、宅地擁壁が崩壊した

ことにより、8世帯に対し避難勧告を実施している。

図表 4-4-3 宅地被害に対する警戒区域設定・避難勧告

警戒区域設定	
青葉区	
3月14日	折立五丁目地区
避難勧告	
青葉区	
6月21日 (18世帯)	滝道、中山五丁目、中山八丁目、新川字佐手山
6月22日 (44世帯)	双葉ヶ丘一丁目、双葉ヶ丘二丁目、折立六丁目、芋沢字赤沢、高野原一丁目、高野原二丁目、高野原三丁目、栗生二丁目
6月28日 (19世帯)	旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、台原三丁目、南吉成七丁目、みやぎ台一丁目、みやぎ台二丁目、赤坂三丁目
6月29日 (15世帯)	貝ヶ森一丁目、川内亀岡北裏丁、八幡六丁目、鷺ヶ森二丁目、北根一丁目、北根三丁目、水の森一丁目、高松三丁目
宮城野区	
9月23日 (8世帯)	東仙台一丁目
太白区	
3月28日 (89宅地)	緑ヶ丘四丁目
6月16日 (2世帯)	緑ヶ丘二丁目
6月29日 (1世帯)	緑ヶ丘二丁目
泉区	
6月16日 (9世帯)	南光台六丁目、松森字明神、七北田字八乙女、松森字陣ヶ原
6月20日 (10世帯)	南光台四丁目、加茂五丁目、東黒松、黒松三丁目

第5節 被災建築物応急危険度判定

1. 被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定（以下、「応急危険度判定」という。）は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とし、全国被災建築物応急危険度判定協議会による全国統一の応急危険度判定基準により実施するものである。

具体的には、市町村の災害対策本部に設置された判定実施本部の指示により、応急危険度判定士が被災した建築物を調査し、その判定結果を建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。

（1）応急危険度判定に関する事前の計画および体制等

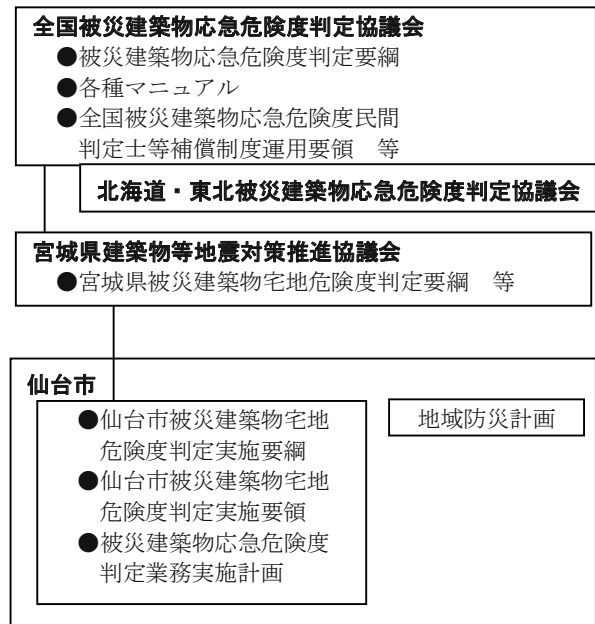
全国被災建築物応急危険度判定協議会は、地震による大規模災害時の広域支援に備え、全国に6つの広域被災建築物応急危険度判定協議会があり、本市は北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会の会員となっている。さらに、宮城県、本市を含む宮城県内各市町村、建築物等に関係する団体等で構成された宮城県建築物等地震対策推進協議会では、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、宮城県被災建築物宅地危険度判定要綱を策定していた。

本市では宮城県被災建築物宅地危険度判定要綱に基づき仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要綱および仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要領、さらに具体的な判定体制や各部署における業務を定めた被災建築物応急危険度判定業務実施計画を策定していた。また、地域防災計画においては、

災害応急対策計画の中の二次災害の防止として、応急危険度判定が位置付けられている。

図表 4-5-1

被災建築物応急危険度判定の体制



（2）事前の備え

（ア）他都市への派遣

本市では、平成 15 年の宮城県北部連続地震、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 19 年の新潟県中越沖地震、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震などにおける応急危険度判定において、被災地から判定士の支援要請を受けて、職員を派遣し、職員判定士が応急危険度判定を経験してきた。

（イ）訓練の実施

都市整備局建築指導課および各区街並み形成課では、応急危険度判定の実施に向けて勉強会を重ねるとともに、地震直後の被害状況や応急危険度判定の実施に関する連絡が迅速に行えるよう連絡訓練を行ってきた。また、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する全国連絡訓練において本市も県との連絡部分で訓練に参加してきた。

(ウ) 判定用資機材の備蓄等

判定調査票、判定ステッカー（危険：赤、要注意：黄、調査済：緑）、ガムテープ、マジック等を、建築指導課および各区街並み形成課で備蓄していた。また、各区街並み形成課では、被災建築物応急危険度判定業務実施計画に基づき、ハザードマップなどを参考に、「判定実施候補地」を選定し、この判定実施候補地を主とした管轄区内の建築物数の把握を行っていた。

(エ) 被災建築物応急危険度判定士の育成

毎年、建築職の職員や建築士の資格を持つ職員に対し、県へ判定士登録を行うよう推進しており、平成23年度末現在の本市職員の被災建築物応急危険度判定士数は180名となっているほか、平成23年5月1日現在の本市の建築職の職員数は225名である。

2. 被災建築物応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定の実施経過

地震発生後、各区街並み形成課では判定実施候補地を含めた管轄区内において被害調査を実施し、この結果、青葉区、泉区、若林区の3区で宅地の被害や建物の層崩壊が見られたため、一定区域内の全ての建築物を判定する応急危険度判定を行うことを決定し、宮城県へ判定士の支援要請を行い、応急危険度判定を実施した。

また、市内各地から自宅等の被害に関する相談が各区役所に寄せられたため、建築相談業務の一環として、相談の寄せられた建築物に対して各区街並み形成課において、街並み形成課の職員を主とする市職員判定士による応急危険度判定を行った。

さらに、青葉区の中心市街地の非木造建築物は、倒壊等の被害は見受けられないものの、外壁の被害等が多数見られ、また、所有者等からの相談も増えてきたことから、一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部の協力を得て、市職員判定士とともに相談の寄せられた建築物に対して応急危険

度判定を行った。

(2) 実施体制

本市においては、仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要綱に定めたとおり、建築指導課を判定総括部、各区街並み形成課を判定実施部とする判定体制をとった。

(3) 実施状況

①判定実績

発災の翌日、3月12日より判定を開始し、5月10日までの2カ月間にわたり、8,907棟の判定を実施し、判定結果は次のとおりとなった。

調査済	要注意	危険	計
4,653 棟	2,711 棟	1,543 棟	8,907 棟
52.3%	30.4%	17.3%	100.0%

②宮城県への判定士の支援要請

今回の震災においては、9,000棟近くの建築物の応急危険度判定が必要となったが、県に対し3回にわたって判定士派遣の支援要請を実施した。

図表 4-5-2 判定士の支援要請内容

	支援要請日	対象区	期間	対象区域
第1次	3月14日	青葉区	3月15日 ～ 3月17日	旭ヶ丘一～四丁目、貝ヶ森一目、折立四～六丁目、西花苑一、二丁目
		泉区	3月15日 ～ 3月16日	東黒松、黒松一丁目、黒松三丁目
第2次	3月17日	青葉区	3月18日 ～ 3月19日	旭ヶ丘一～四丁目、貝ヶ森一丁目、折立四～六丁目、西花苑一、二丁目
		若林区	3月19日 ～ 3月21日	御町一～五丁目
第3次	3月19日	青葉区	3月20日 ～ 3月23日	旭ヶ丘二～四丁目、西花苑・折立、高野原二丁目、中山一丁目、滝道、国見一丁目ほか

③各種団体の協力等

県への支援要請に応じて、宮城県建築物等地震対策推進協議会会員、社団法人宮城県建築士会、社団法人宮城県建築士事務所協会、社団法人日本建築家協会東北支部等から判定士の派遣を受けた。

また、このほかに本市から依頼し、宮城県建築物等対策推進協議会会員である一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部から協力を得るとともに、20大都市災害時相互応援に関する協定に基づく、京都市からの協力を受けた。

期間中、本市の職員判定士も含め、延べ約1,300人を動員し、応急危険度判定業務を実施した。

また、3月12日から新潟市より職員判定士2名の自主的参集から始まる継続的な支援を受け、新潟市職員には、避難所の安全確認を行ってもらうとともに、本市職員に対する食料等の物資提供などさまざまな支援を受けた。

図表 4-5-3 判定士等の内訳

判定士所属	延べ判定士数	判定従事期間	備考
本市職員	767	3/12～5/10	
京都市職員	80	3/16～3/23	協定
社団法人宮城県建築士会	130	3/15～3/22	
社団法人宮城県建築士事務所協会	173	3/15～3/22	宮城県への支援要請
社団法人日本建築家協会東北支部	89	3/15～3/21	
その他	39	3/15～3/22	
一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部	28	3/15～3/23	本市からの協力要請
合計	1,306		

④応急危険度判定において直面した課題等

市内のガソリンスタンドの閉鎖等が相次ぎ、民間判定士が現地へ向かうためのガソリンが確保できないなどの問題が生じた。このため青葉区では、判定区域が地下鉄沿線の場合には、民間判定士に地下鉄の利用をお願いしたり、また、自家用車の乗り合いをお願いしたりして、移動手段を確保し

た。

さらに、青葉区では支援要請を行った判定士数の参集が得られず、また、新たな判定区域の追加もあり、結果的に本市から県へ3回の判定士の支援要請を行い、主に県内の民間判定士の多大なる協力を得ることになった。

応急危険度判定は、通常1～2週間で完了させることが目安とされるが、建築相談業務の一環として相談の寄せられた建築物に対して実施した応急危険度判定については、結果的に5月10日まで、約2カ月間にわたり判定活動を継続した。これは、発災後の自宅の安全性等について不安を感じている市民より多くの問合せがあったことから、り災証明の調査が開始されるまでの期間は継続すべきと判断したことと4月7日の余震（市内最大震度6強）を受けて新たな建物被害が拡大したことによるものである。

また、市民から被災建築物応急危険度判定およびり災証明調査の違いについて理解されておらず、判定士が現場で説明に時間を要する場合が多々あった。

その他、3月11日の地震直後、電話（固定・携帯）、防災行政用無線が通じない、あるいは極度に通じにくい状態となっていたが、各区役所との連絡は事前に訓練を重ねてきたことから、応急危険度判定の実施や、県への判定士の支援要請等においては、特段の支障にはならなかった。また、業務の遂行にあたっては、区役所（街並み形成課）と市役所（建築指導課）の業務分担が明確であったことから、大きな支障にはならなかった。

3. 総括

今回の判定にあたっては、自身が被災した中でも参集した県内の民間判定士等、また、宮城県建築物等地震対策推進協議会等からの多大なる協力、さらに、新潟市および京都市からの協力により、本市の応急危

険度判定が支えられていた。

判定体制としては、初期調査から判定終了まで、市役所（建築指導課）および区役所（街並み形成課）における毎年の訓練、判定用資機材の備蓄と定期的な確認、勉強会の積み重ねにより、地震直後から判定終了まで大きな混乱なく応急危険度判定が実施できた。

今後は、今までの積み重ねに加え、東日本大震災の経験を生かして、さらに実践的な体制整備を進めていくとともに、今後も市職員に対する応急危険度判定士の登録の推進を継続していく必要がある。

第6節 被災宅地危険度判定

1. 被災宅地危険度判定とは

「被災宅地危険度判定」は大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として被災宅地危険度判定士が宅地の危険度判定を実施するものである。

判定は被災宅地危険度判定連絡協議会（事務局：社団法人全国宅地擁壁技術協会）が定める基準（「被災宅地危険度判定業務・実施マニュアル」、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」、「擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引き」）に基づいて被災宅地危険度判定士が行うものとなっている。なお、調査対象項目は擁壁、宅地地盤、切土・盛土法面および自然斜面、排水施設等であり、それらについての被害状況や変形量（沈下量、クラック幅・深さ・長さ・本数等）等について現地踏査を行い、危険度の判定を行うこととなる。

（被災宅地危険度判定連絡協議会 URL：
<http://www.hisaitakuti.jp/>）

（1）地域防災計画上の位置付け

地域防災計画においては、上記の被災宅地危険度判定の主旨を記載するとともに、大規模な宅地災害が発生した場合は、まず被害発生状況の全体を把握し、主として宅地の立入制限に関する危険度判定を行うと規定している。

（2）被災宅地危険度判定に関する事前の計画

本市においては、宮城県被災建築物宅地危険度判定要綱を受けて、「仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」および「仙台市被災建築物宅地危険度判定実施要領」（以下、「実施要領」という。）を策定していた。

本市においては地域防災計画において宅地調査班（都市整備局開発調整課）が被災宅地の危険度判定を行うことと規定している。

開発調整課では地域防災計画や実施要綱等を受けて防災実施計画を定めており、被災宅地危険度判定についての組織体制や各人の役割、班編成や判定要領、被災宅地危険度判定士の支援要請等について定めていた。

（3）被災宅地危険度判定に関する事前の備え

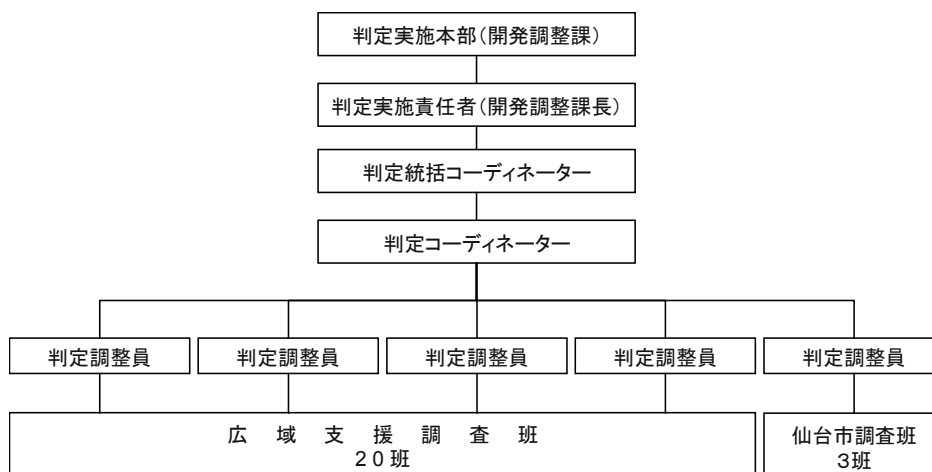
被災宅地危険度判定用の資機材は、実施要領において判定調査票（宅地地盤／のり面）、判定ステッカー（危険、要注意、調査済）、腕章、登録証ホルダー、ヘルメット用シール、コンベックス、下げ振り、ガムテープ、バインダー、スラントルール（勾配儀）、ポール、懐中電灯、携帯電話と定めていた。本市においては、災害に備え、開発調整課で判定用資機材を備蓄し、その数の管理をしていた。

2. 被災宅地危険度判定の実施

（1）実施体制

計画では、開発調整課において被害調査、区域の決定を行い、判定拠点を設けることとなっており、図表 4-6-1 のとおり、組織体制を整えた。

図表 4-6-1 被災宅地危険度判定の実施体制



(2) 被災宅地危険度判定の実施に至るまでの経過

本市においては、発災直後より、現地の概況調査により丘陵部の被害状況の把握を行い、被害の集中している地域の被災宅地危険度判定を実施することとした。

また、所有者からの通報により被災した宅地についても併せて被災宅地危険度判定を実施することとした。

(3) 実施状況

①判定実績

3月14日より判定を開始し、5月19日までに次の判定を実施した。

調査済宅地	要注意宅地	危険宅地	計
1,802	1,210	868	3,880
46.4%	31.2%	22.4%	100.0%

被害が大きく、指定広域避難所の小学校に隣接する青葉区折立五丁目地区について被災宅地危険度判定を優先的に実施し、調査結果に基づき、3月14日、同地区に災害対策基本法第六十三条に基づく警戒区域(42世帯)の設定を行った。また、太白区緑ヶ丘四丁目地区に関しては3月28日に

災害対策基本法第六十条第1項に基づく避難勧告を実施した。なお、避難勧告の実施にあたっては、各区役所と連携し、居住確認や一時避難所確保等を実施した。

5月19日の判定終了までに3,880宅地の判定を実施し、危険宅地、要注意宅地の二つを合わせた被災宅地は2,078宅地に上った。

なお、本市においては被災宅地危険度判定制度による調査実施後においても二次災害防止と今後の宅地の復旧業務の観点から被災宅地危険度判定の判定基準に準拠する形で、7月から8月にかけて要注意宅地および危険宅地の集中している範囲の現地調査を実施した。被災宅地危険度判定分も合わせて8,000宅地以上の調査を行い、要注意宅地および危険宅地に相当する被害は4,031宅地(平成23年8月現在)に上った。その後も宅地の復旧事業を進めるために宅地の調査を継続しており、被災宅地(要注意宅地、危険宅地相当の被害を受けた宅地)の合計は約5,000宅地に上っている。

被災宅地の範囲は図表4-6-2に示すとおり、JR仙台駅から半径5kmの昭和30年代から40年代にかけて作られた造成宅地に集中する形となった。

図表 4-6-2 被災宅地状況図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23東復 第45号)

②宮城県等への判定士の支援要請

今回の震災においては、当初 3,880 宅地に及ぶ宅地の危険度判定が必要となったが、本市の職員で判定士の資格を持つ職員は市長部局の土木職員 450 名中 37 名、被災宅地危険度判定の担当の都市整備局内では 54 名中 24 名しかおらず、本市職員のみでの早急な対応が難しいものと判断し、県に対し危険度判定士の広域支援要請を実施した。判定士の広域支援については、宮城県土木部建築宅地課より国土交通省ならびに各広域支援本部に依頼してもらい、第 1 次支援要請は 3 月 17 日に行い、3 月 23 日から 4 月 3 日にかけて、北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロックから延べ 659 人、第 2 次支援要請は 4 月 14 日に行い、4 月 19 日から 4 月 22 日にかけて、近畿ブロック、中部ブロック、独立行政法人都市再生機構等から延べ 244 人、合わせて 1 都 1 道 2 府 12 県 39 市 3 区 2 町 3 団体から延べ 903 人

の支援を受けた。

調査終了までの間、本市職員を含み、延べ 1,169 人の被災宅地危険度判定士を動員した。

③調査体制

調査体制は基本的には被災宅地危険度判定士 3 名(または判定士 2 名と補助員 1 名)で 1 つの班を編成し、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める基準に沿って調査を実施した。

④危険度判定調査実施時に直面した課題

被災宅地危険度判定調査票の記入項目が、擁壁のクラックや水平移動、不同沈下・目地の開き、ハラミ、排水施設の変状など、多岐にわたっており、1 宅地あたりの調査に約 1 時間を要した(8 件/1 日)。

効率的調査を計画しても、現地で追加調査が加わるなど、なかなか予定どおりに進

まなかった。また、被災建築物応急危険度判定においては、被災宅地であっても宅地調査欄の空白が多かったりと調査情報がうまく連携できなかった。

また、被災建築物応急危険度判定、建物被害認定調査（り災証明）、被災宅地危険度判定と1つの物件に最大で3つの調査が入ることもあり、それぞれの目的や意味が十分に周知されず、市民が対応に混乱するケースが見受けられた。さらに被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の判定結果を掲示する判定表（ステッカー）も似

通ったものを使用しているため、さらなる混乱が生じ、被災宅地危険度判定士が市民に対して説明するために調査地に拘束されるなどの問題が発生した。

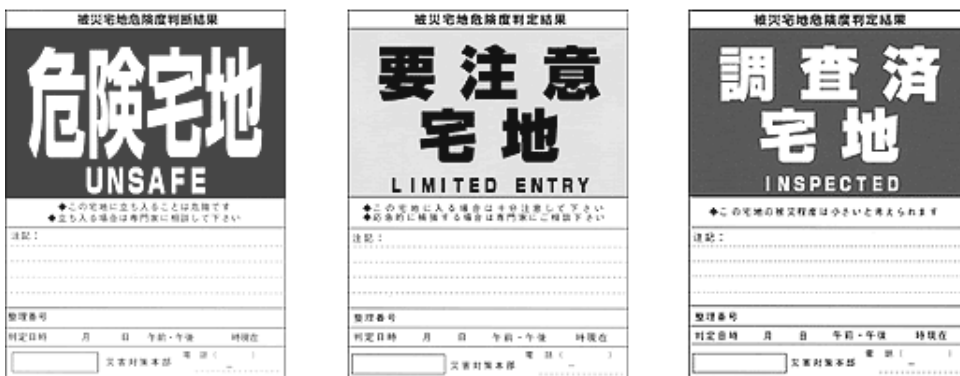
また、もともと、被災宅地判定調査が1宅地についての被害を想定しているなど、大規模な面的被害調査内容項目は十分でなく、後のボーリング調査等まで期間を要した。また、調査結果の説明を求める住民要求が殺到し、9月までに150回の説明会を行った。

図表 4-6-3 被災建築物応急危険度判定のステッカー



(全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより)

図表 4-6-4 被災宅地危険度判定のステッカー



(被災宅地危険度判定連絡協議会ホームページより)

3. 総括

地域防災計画上、被災宅地の危険度判定については、二次災害防止の観点から「発災後、速やかに実施し、2週間程度で終了する」と規定していたが、今回の震災においては、その対象となる宅地が平成23年3月時点で約3,900宅地と極めて多かったことに加え、その後の大きな余震、大雨による宅地被害の拡大もあり調査終了までに約2カ月を要した。二次災害防止という観点からは早急な調査が必要であり、梅雨や台風等を迎え、さらなる被害拡大が予想されたことから、被災宅地危険度判定の調査結果を踏まえ、区と連携し、居住確認や一時避難所確保等のうえ、避難勧告等を実施した。

本市の職員判定士の養成や関係機関との連携の強化、被災建築物応急危険度判定との連携調査による災害時の判定要員の確保、調査項目の見直し（特に擁壁被害）等による調査の効率化および市民に混乱を生じさせないように、類似した判定表（ステッカー）の改善が必要である。

第7節 燃料の調達

1. 製油所等の被害および国等の対応状況

(1) 製油所等の被害

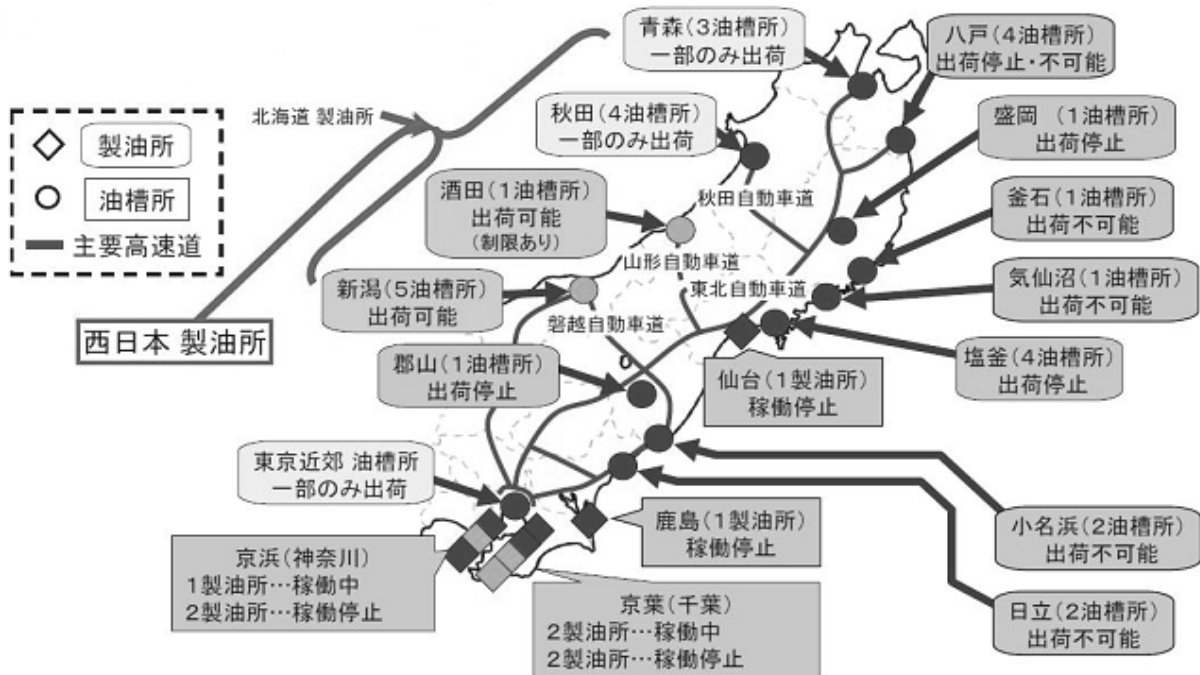
東北地方唯一の製油所であるJX日鉱日石エネルギー株式会社の仙台製油所（敷地は宮城野区、多賀城市、七ヶ浜町に及ぶ）は、原油処理能力145,000バレル/日で各種石油製品の製造を行い、東北各県への燃料供給を行っていた。この仙台製油所が、3月11日の津波により冠水、さらに夜には火災が発生するなどして大きな被害を受けたことにより、石油製品の生産・出荷が停止した。

また、東北地方の主要供給拠点である塩

釜油槽所も津波被害を受けてタンカーが着岸できなくなったほか、その他の東北地方の太平洋側沿岸部にある油槽所も出荷できない状況となった。

これらの石油製品の製造および出荷設備の被害は、東北地方にとどまらず、3月12日の時点では、鹿島や千葉、神奈川の一部製油所においても稼働が停止した状況であった。また、日立などの油槽所も出荷不可能となっており、東日本で出荷可能な油槽所は青森、秋田、酒田、新潟などの一部に限られ、いずれも日本海側のみであった。

図表 4-7-1 3月12日の東日本の製油所・油槽所の稼働状況



(出典：石油連盟)

(2) 輸送手段の悪化

製油所等の被害に加え、道路や鉄道等のインフラ機能の寸断やガソリン等を輸送するタンクローリーの多くが津波に飲み込まれるなど、燃料供給網も大きな被害に直面した。

そのため、被災地においては、津波によ

る施設冠水、地震による設備破損や停電等によるガソリンスタンドの営業停止に加え、輸送機能も大きく後退したため、地域社会へのガソリン等の燃料供給は著しく滞った。

(3) 国や業界等の対応

全国的に燃料供給が大幅に減少した中で、

特に被災地域にガソリン、軽油等の供給が十分に行われていない状況を受け、石油連盟は、発災直後に会員各社に対し東北地方への石油製品の在庫の移送や供給力の維持について要請を行った。石油元売会社は油槽所を共同利用して対応するなど、被災地域の燃料安定供給に向けた取組みを行った。

また、経済産業省は、3月17日に被害のない西日本の製油所における稼働率を上限まで引き上げ石油製品を増産し、東北地方の出荷拠点に大量に転送するとともに、被災により不足しているタンクローリーを全国から集め、被災地に投入することを発表した。

3月17日以降は、稼働停止していた6製油所のうち、3製油所（京浜2製油所、京葉1製油所）が順次稼働を開始し、3月21日には塩釜油槽所に、発災後初めて内航タンカーが入港した。

2. 燃料不足下における本市の状況

(1) 本市の対応

地震発生後、仙台市内では市内全域で大規模な停電が発生したため、庁舎やガス、水道、下水道、交通等のインフラ施設、病院等重要施設の非常用自家発電機を継続的に稼働させるための燃料が必要となった。また、救助や人員輸送などの災害対応活動や避難所等への救援物資輸送を行う車両などの燃料需要も急増した。一方で、震災の混乱による燃料調達の難航がさほど時間を経ずに明らかとなってきたため、市長を先頭に国に対して被災地域への燃料供給を強く要請するとともに、燃料調達先の確保に向け全力を傾注した。

最初に、本市では、燃料の不足が生じていた各課が、日ごろから取引のあったガソリンスタンド等に連絡し燃料の調達を図ったほか、通常時における本市の主たる燃料調達先であった宮城県石油商業協同組合（以下、「組合」という。）へ連絡したが、各課が個別に組合へ連絡するなど本市にお

ける組織的な体制が整っていなかったことなどから、その時点においては、本市に対して組合全体での対応を行うことが困難な状況であった。しかしながら、その間においても、市内のガソリンスタンドにおいては、停電により給油設備等が使用できない状況においても、手回し等により給油を行うなど緊急車両や市民の自家用車へのガソリン等の供給に最大限努力された。その後、本市においても、会計課を燃料調達の担当部署と決め、組合と連絡調整を行うようになってからは、組合から組合員のガソリンスタンドの営業状況の情報提供を受けるなど、効率的に各スタンドにおいて燃料の供給を受けることができるようになった。

また、本市においては、各ガソリンスタンド等での燃料確保のほかに、災害時の燃料供給協定を締結していたJX日鉱日石エネルギー(株)に供給要請を試みたが、同社も被災しており対応が困難であることが判明した。そこで、本市は何とか燃料を調達すべく、市災害対策本部より石油連盟に対して直接燃料供給の要請も行ったほか、伊藤副市長が、宮城県石油商業協同組合の組合員で燃料等を取り扱っている地元商社であるカメイ株式会社を直接訪問し燃料支援の要請を行った。同社においても出荷設備等の被害が大きかったものの、同社は事態の重大性に鑑み、本市の重要施設および緊急車両に対する在庫燃料の優先的な供給協力を得ることができた。

これらの燃料調達先の確保と並行して、全庁的な燃料の使用状況を確認する作業を実施する必要があった。会計課が全部局から毎日燃料必要量のヒアリングを行い、全体を把握した上で、調達した燃料の配分を行ったが、事前に燃料の効果的な配分計画が定められていなかったため、燃料配分の決定は難航した。

燃料の配分決定後、各施設においては燃料供給を受けるために必要な設備等情報（給油口の形状やタンク容量等）の確認作

業を行った。平時は必要のない情報であったこともあり、施設によっては確認に時間を要した事例もあった。このため、全国から寄付された燃料等については、設備等情報を迅速に確認できた交通局営業所の車両用燃料タンクや中央卸売市場の業務用タンクに保管し、緊急車両用に補給するなどの対応がとられた。

(2) 市民への影響

発災後まもなく、ガソリン等の車両燃料、さらには灯油等の暖房用燃料等も不足が生じはじめた。また市営地下鉄やJR線も運休が続いたため、多くの人が自家用車等での移動を強いられる状況となっていた。

これらの状況から、多くの市民は燃料供給の見通しについて不安を抱くこととなった。その結果、ガソリンスタンドに燃料を求める車両が長蛇の列をなすなどの現象も発生するに至った。稼動しているガソリンスタンドでは緊急車両を優先したり、一度に給油できる量を制限したこともあり、その列は1 km以上に及ぶこともあった。こうした燃料不足は、供給体制が回復し始めた3月末くらいまで続いた。

3. 総括

①災害時の燃料調達ルート多重化

本市では災害時の燃料調達について、あらかじめ元売会社や団体等と協定を締結するなどしていたが、今回は供給元の被災や震災による混乱などにより燃料調達に大きな支障をきたした。今後は効果的な協定のあり方を目指して協定内容や対象範囲等の見直しを行う必要がある。

さらに、多様なチャンネルの供給ルートを確保することによりリスク分散を図ることができる。関係団体や民間事業者との協定等により更なる供給ルートの多重化を図るとともに、平時・非常時の協力関係を構築していくなど、国や関係機関等と協議しながら具体的な対応策について検討を進め

ていくことが重要である。

②全庁的な体制の見直し

今回の震災では、庁内で使用する燃料の油種やタンク容量、設備等の情報が把握されていなかったり、重点的に燃料を配分されるべき施設が事前に把握されていなかったりしたことなどの理由により、円滑な燃料供給を受けることができなかった。また、情報伝達ルートが明確になっていなかったこともあり、輻輳が発生するなどの問題にも直面した。今後の体制を検討する上では、平時において施設の設備等情報を確認し情報を一元的に管理する、重要施設等への燃料配分の考え方についてあらかじめ検討しておくなど、体制構築を行っておく必要がある。こうした取組みによって、住民の生活への影響を最小化し、災害時の燃料枯渇への不安の払拭を図っていくことが重要である。

第8節 行方不明者の把握

1. 行方不明者とは

行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年十二月十一日国家公安委員会規則第十三号）では、「行方不明者」は、「生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、規定により届出がなされたもの」としており、親族や配偶者、親権を行う者、監護する者等からの行方不明届を受理した場合に行方不明者となるとされている。

2. 把握の必要性

災害対策基本法第五十三条では「市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況およびこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。」とされており、さらに同法施行令第二十一条において「被害の程度」の報告を行うものとされていた。

その「被害の程度」には同法施行規則第二条第二号により「行方不明者の数」も含まれており、市町村は都道府県に対し、行方不明者数の報告をする必要があった。

また、「義援金受付団体」と「県」に寄せられた義援金の配分対象は、地震または津波による死亡者、行方不明者、住家が全壊または半壊した世帯であり、行方不明者数は義援金の額を決定し配分する際の基準となっていた。（詳細は第12章第2節を参照）

3. 把握の方法

地域防災計画「第3章・第16節」には、「行方不明者の捜索」業務を消防部（消防局）、宮城県警、塩釜海上保安部の3機関が実施機関となり行うことを想定していたが、「行方不明者数の把握」に関しては、計画上では想定されていなかった。

（1）所在未確認者としての把握と公表

①避難者の把握

発災後、本市の避難者数は最大時10万人を超え（3月12日）、避難所数は最大時288カ所（3月13日）となった。当時の避難所運営マニュアルでは、避難所の開設時に入所者に「避難者カード」の記入を促し、避難者の状況を把握することになっていたが、大勢の避難者で混乱する状況もあり、対応できた避難所は少なく、把握は困難だった。

このような中、被災により居住する住居を失った被災者等の避難生活長期化が予想されたことから、今後の支援に向けて長期間の避難が必要な人を把握し、併せて市内外からの被災者の安否確認への対応を行うことを目的に、改めて避難所における避難者情報の把握に取り組むこととした。

本市では、企画調整局が主体となり、各区災害対策本部を通じて3月19日に各避難所で「避難者カード」を配布し、3月21日に回収した。

回収した約1万枚のカードを基に「避難者名簿」を作成した。また、ホームページでの公表に同意した避難者の情報は本市ホームページで公表した。（詳細は第5章第2節を参照）

②所在未確認者数の把握

企画調整局は住民基本台帳のデータと避難者名簿の照合作業などを行い、安否確認できない者を行方不明者として把握することとしたが、3月27日時点で安否を確認できていない方は3,000名を越えており、行方不明者の公表が可能な状況ではなかった。

一方、それまで本市同様に未公表であった県内の4市町では4月10日前後に行方不明者の概数を公表したことから、マスコミ等から本市に対して早急な公表が求められるなど、速やかな対応が必要となった。そのような中であって、本市は作業を基に、

4月10日に次の事項を公表した。

- ①「行方不明者」はまだ調査中であること。
- ②「所在未確認者」は約2,400名。
- ③「所在未確認者」の中には避難所にいなかった世帯や住民異動届をせずに市外に転居した者も含まれている可能性があり、精度の高い数値ではないこと。

(2) 行方不明者の把握と公表

① 4月19日・5月6日公表分

住民基本台帳から無事が確認できた方等を除いて「行方不明者」を把握するためには、無事であることが分かる正確な情報が必要であった。特に津波被害が甚大な地域については、避難所での情報収集を行うことが効果的であると判断した。

そこで、行方不明者をより正確に把握するための基礎資料を収集するため、町内会長等へ、地域住民のうち所在が確認できた方についての聞き取り調査を行うこととし、4月15日と16日の2日間、避難所等で津波による被災があった地域の町内会長等からの聞き取り調査を実施した。特に津波被害が甚大な宮城野区の蒲生、中野、岡田と若林区の荒浜、井土、藤塚地区、さらに津波による浸水があった地域とその周辺の宮城野区白鳥、福田町、福室と若林区の荒井、三本塚、種次、二木の地区については、重点的に行った。

聞き取りの結果、若林区内の各地区や宮城野区の蒲生地区では、町内会長が避難所にいる世帯について詳しく把握していたため、精度の高い情報が得られた。一方、同じ宮城野区でも中野地区ではアパートが多かったことから、もともと町内会で状況を把握できていない単身者も多かったこともあり、情報の収集は困難であった。

この他に、避難者名簿や発災後の転出届など住民票の異動記録、り災証明申請書、県警発表などを住民基本台帳と照合し、さらに住民からの聞き取り等も行い、行方不

明者の特定を進めた。

これらをもとに、本市は4月19日に行方不明者数を210名として初めて公表した。さらに、5月6日には、4月19日以降に県警が公表した、本市内の死亡者情報を反映させ、行方不明者数を180名と公表した。

② 6月10日以降公表分

発災から2カ月以上が経過し、この間、被災者からのり災証明、義援金の申請が始まっており、これらの申請データのほか、住民異動届、総務省が開始した全国避難者情報システムへの登録など、本市が管理する情報により、行方不明と考えられる方の把握作業を続けた。

本市はこの方法により、行方不明者数を6月10日には51名、8月19日には26名と公表した。

4. 総括

今回のような大規模災害時においては、安否確認ができない者が多数生じる一方で、行方不明となっているにもかかわらず、届けがなされない場合もあり、行方不明者情報の確認と公表には、慎重な対応が必要である。

一方、災害対策基本法等により市町村は都道府県に行方不明者数を報告することとされていることから、迅速かつ確実な報告が求められていた。

本市においては、被災地域の住民基本台帳のデータを基に、町内会からの聞き取り、住民異動届、り災証明や義援金等の申請情報、避難所巡回相談の結果、全国避難者情報システム、県警の公表など自治体として入手できるさまざまなデータを基に行方不明者の把握に努めたが、情報の把握と検証にはどうしても時間が掛かってしまうなど課題が残った。

行政が行方不明者を把握することは、各種報告はもとより、被災者支援の観点からも重要である。今後は今回の震災における

取組み手法を検証し、大規模災害時における行方不明者の迅速で正確な把握手法について検討しておく必要がある。

第9節 原子力発電所事故への対応

1. 事故の概要

3月11日14時46分に発生した三陸沖のマグニチュード9.0の地震により、運転中の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の1～3号機の原子炉が自動停止した。非常用電源が起動したものの、地震の約50分後、数次にわたる津波（相馬検潮所で最大波9.3m以上を観測）の到達により電源を喪失した。19時03分には原子力緊急事態宣言が発令された。

その後、3月12日には3号機、3月14日には1号機の原子炉建屋で水素爆発が発

生じた。3月18日、原子力安全・保安院が国際原子力事象評価尺度（INES）においてスリーマイル島原子力発電所事故と同様の「レベル5」（事業所外へリスクを伴う事故）と暫定評価されたが、4月12日にはチェルノブイリ原子力発電所事故と同様の「レベル7」（深刻な事故）に引き上げられた。

12月16日、野田総理大臣が福島第一原発の冷温停止（東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋のステップ2が完了）を宣言した。

図表4-9-1 12月16日、ステップ2完了時の福島第一原子力発電所の状態

課題		ステップ2
冷却	原子炉	<p>【ステップ2目標】冷温停止状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力容器底部および格納容器内の温度は概ね100℃以下 ・格納容器から放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆被ばく線量を大幅に抑制（敷地境界において0.1ミリシーベルト/年） ・循環注水冷却システムの中期的安全が確保
	燃料プール	<p>【ステップ2目標】より安定的な冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、4号機において熱交換器を設置し循環冷却開始
抑制	蒸留水	<p>【ステップ2目標】蒸留水全体量を減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸留水の水位は、豪雨や処理施設の長期停止にも耐えられるレベルまで減少
	地下水	<p>【ステップ2目標】海洋汚染拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮水壁工事に着手
	大気・土壌	<p>【ステップ2目標】飛散抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機原子炉建屋カバー竣工（3、4号機は原子炉建屋上部のがれき撤去を継続中）
モニタリング・除染	測定・低減・公表	<p>【ステップ2目標】放射線量を十分に低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村、東京電力によるモニタリングとその拡大・充実、公表
余震対策等	津波・補強・他	<p>【ステップ2目標】災害の拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4号機燃料プール底部に指示構造物を設置

（原子力災害対策本部、政府・東京電力統合対策室資料より抜粋）

2. 消防局特殊装備部隊への派遣要請

3月12日、原子力安全・保安院より原子炉を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請を受けた消防庁より、

東京消防庁ハイパーレスキュー隊および本市消防局特殊装備部隊に対して派遣要請があった。本市消防局の特殊装備部隊は海水放水能力毎分4,000リットル以上を有して

いたが、出動準備段階において原子力安全・保安院により要請が取り消された。

3. 放射性物質のモニタリング

今回の原発事故では、福島県外においても、例えば福島第一原発から距離のある東京都葛飾区の金町浄水場において乳児の摂取制限を越える放射性ヨウ素を検出するなど、全国に放射能汚染への不安が広がった。

こうした中、本市では市民の生活に直結する、施設ごとの空間放射線量の測定や市内に流通する食品中の放射性物質の検査を独自に実施することにより、市民の不安に応える取組みを実施している。

(1) 空間放射線量測定

空間放射線量の測定については、本市では3段階に分けたモニタリングを実施している。

第1段階としては、全ての市立学校や保育所、幼稚園、児童館等の約741カ所の施設において測定を行っている。第2段階としては、地域バランス等を考慮して選定した63カ所で週1回および各区・総合支所で

毎日測定を行っている。更に第3段階として、学校、保育所、児童生徒利用施設等からモデル施設10カ所を選定し、花壇、側溝等さまざまな場所で測定を行っている。

なお、平成24年3月30日時点では空間放射線量の全市平均は毎時0.09マイクロシーベルトとなっており、除染の基準とされている毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている。また、7月1日の全市平均毎時0.12マイクロシーベルトに比べても、時間の経過とともに減少している。

(2) 食品中の放射性物質検査

3月17日、厚生労働省より、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会）における「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る放射性物質を含有する食品を食品衛生法第六条第二号に該当するものとして市場に流通させないこととした。

本市では、この食品に関する国の暫定規制値を踏まえ、農産物・林産物、学校給食・保育所給食、水道水・沢水等について本市独自の放射性物質検査を実施している。

図表 4-9-2 食品中の放射性物質に関する暫定規制値（厚生労働省）

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Bq/kg）	
放射性ヨウ素	飲料水、牛乳・乳製品（注）	300
	野菜類（根菜、芋類を除く。）、魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料、牛乳・乳製品	200
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500
ウラン	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	20
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	100
プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種 （ ²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴² Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の合計）	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	1
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10

注) 100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

①農産物・林産物

県が実施する農産物等の放射性物質の検査に加え、8月1日からは、本市の独自検査として、1週間に1回、3種類の野菜の検査を仙台農業協同組合の協力の下、行っ

てきた。検査する野菜は各区から1種類を選定することとし、週ごとに3区ずつのローテーションを組んで実施し、全て国の暫定規制値内であった。

図表 4-9-3 農産物独自測定結果（平成24年2月～3月の測定結果）

調査地区 採取日		青葉区	宮城野区	若林区	太白区		泉区
		宮城	岩切・高砂	七郷・六郷	中田・長町	西多賀・生出・秋保	泉・根白石
平成24年2月6日（月）			ねぎ <small>（岩切・ハウス栽培）</small>	ゆきな <small>（七郷・露地栽培）</small>	こまつな <small>（長町・ハウス栽培）</small>		
検査結果 （2月8日）	放射性ヨウ素		検出せず	検出せず	検出せず		
	放射性セシウム		検出せず	検出せず	検出せず		
平成24年2月13日（月）		ねぎ <small>（宮城・ハウス栽培）</small>				ゆきな <small>（西多賀・ハウス栽培）</small>	にんじん <small>（泉・露地栽培）</small>
検査結果 （2月15日）	放射性ヨウ素	検出せず				検出せず	検出せず
	放射性セシウム	検出せず				検出せず	検出せず
平成24年2月20日（月）			ほうれんそう <small>（高砂・露地栽培）</small>	キャベツ <small>（六郷・露地栽培）</small>	ほうれんそう <small>（中田・露地栽培）</small>		
検査結果 （2月22日）	放射性ヨウ素		検出せず	検出せず	検出せず		
	放射性セシウム		検出せず	検出せず	検出せず		
平成24年2月27日（月）		ほうれんそう <small>（宮城・露地栽培）</small>				生出 積雪のため 採取できず	ねぎ <small>（根白石・ハウス栽培）</small>
検査結果 （2月29日）	放射性ヨウ素	検出せず					検出せず
	放射性セシウム	検出せず					検出せず
平成24年3月5日（月）			ねぎ <small>（岩切・ハウス栽培）</small>	こまつな <small>（七郷・ハウス栽培）</small>	ねぎ <small>（長町・露地栽培）</small>		
検査結果 （3月7日）	放射性ヨウ素		検出せず	検出せず	検出せず		
	放射性セシウム		検出せず	検出せず	検出せず		
平成24年3月12日（月）		キャベツ <small>（宮城・ハウス栽培）</small>				秋保 積雪のため 採取できず	トマト <small>（泉・ハウス栽培）</small>
検査結果 （3月14日）	放射性ヨウ素	検出せず					検出せず
	放射性セシウム	検出せず					検出せず
平成24年3月19日（月）			ねぎ <small>（高砂・露地栽培）</small>	ほうれんそう <small>（六郷・露地栽培）</small>	レタス <small>（中田・ハウス栽培）</small>		
検査結果 （3月22日）	放射性ヨウ素		検出せず	検出せず	検出せず		
	放射性セシウム		検出せず	検出せず	検出せず		
平成24年3月26日（月）		ほうれんそう ねぎ <small>（宮城・ハウス栽培）</small>				パセリ <small>（西多賀・ハウス栽培）</small>	
検査結果 （3月28日）	放射性ヨウ素	検出せず	検出せず			検出せず	
	放射性セシウム	検出せず	検出せず			検出せず	

※「検出せず」とは、放射性物質の濃度が放射性ヨウ素、放射性セシウムとも、各10Bq/kgの検出下限値未満の状態を表す。

②流通食品

国が指定した 17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）から出荷される食品は、各都県における出荷前の放射性物質検査により暫定規制値を超えるものが流通しないよう措置されていたが、7月14日に東京都のと畜場で食肉処理された牛肉から暫定規制値を超過する放射性物質が検出され、その原因が放射性物質に汚染された稲わらを給与されたことによるものと判明した。汚染された稲わらを給与された可能性のある牛は、全国で4,600頭（うち宮城県産牛は2,100頭）あまりとなり、本市を含めた関係自治体では流通状況調査等の対応に迫られた。この流通調査に基づき、市内の調査対象牛を検査し、暫定規制値を超過したものは回収等の措置を講じた（70頭検査を実施し、うち8

頭が暫定規制値を超過）。

また、7月26日には宮城県産牛由来の牛肉が暫定規制値を超過したことが判明し、7月28日に国より、宮城県産牛の出荷が制限された。県では全頭検査を実施することを前提として、8月19日に出荷制限が解除され、本市においてもこの全頭検査に協力し、検査検体のサンプリング検査時の指導を実施している。

さらに、平成24年1月30日からは、食品の安全・安心の観点から17都県での検査に加え、仙台市中央卸売市場に入荷した農産物について、放射性物質検査を実施している。

検査は、ヨウ化ナトリウム（NaI）シンチレーション検出器による簡易検査を行い、この検査によって50Bq/kgを超過した場合のみゲルマニウム（Ge）半導体検出器による精密検査を行っている。

図表 4-9-4 流通食品（仙台市中央卸売市場へ入荷した農水産物）の独自測定結果

検査年月	検体数（農産物）	検体数（水産物）	暫定規制値を超過した検体数
平成24年1月	5	2	0
平成24年2月	40	4	0
平成24年3月	35	2	0

③学校給食・保育所給食

本市では、食品の安全性に不安を持っている保護者がいることに鑑み、9月29日から、市立学校の給食で使用する予定の使用頻度の高い主要な食品の中から、市場の入荷状況や産地等を考慮し、保育所等の給食でも広く使われる野菜等の食品について財団法人日本冷凍食品検査協会（平成24年4月1日からは本市衛生研究所）において、放射性物質のサンプル測定を1週間に1回、3～4品目に対して実施している（ゲルマニウム半導体検出器による精密検査）。

図表 4-9-5 仙台市の学校給食で使用予定の食品の放射性物質検査結果（平成 23 年分）

検査日	品目	産地	検査結果 (Bq/kg)		
			放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
9月20日	ねぎ	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	ほうれんそう	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
10月7日	はくさい	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	チンゲンサイ	茨城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
10月14日	キャベツ	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	なめこ (菌床施設栽培)	山形県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	豚肉	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
10月21日	きゅうり	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	さつまいも	茨城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	生さんま	北海道沖	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
10月28日	だいこん	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	にら	栃木県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
11月5日	鶏肉	岩手県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	ピーマン	茨城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	えのきたけ	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
11月11日	小松菜	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	にんじん	千葉県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	鶏卵	千葉県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
11月18日	れんこん	茨城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	曲りねぎ	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
11月25日	たまねぎ	北海道	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	だいこん	千葉県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
12月2日	じゃがいも	北海道	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	りんご	岩手県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	白さけ	北海道沖	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
12月9日	キャベツ	千葉県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	はくさい	茨城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	りんご	青森県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
12月16日	もやし	福島県 (伊達)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	もやし	福島県 (相馬)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	乾燥しいたけ (もどし)	新潟県・熊本県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
12月23日	かぶ	千葉県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)
	せり	宮城県	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)	検出せず (10 未満)

④水道水

3月24日午後より、市内に供給している国見浄水場、福岡浄水場、茂庭浄水場の各浄水場の浄水と宮城県仙南・仙塩広域水道（太白配水所）から採水し放射能測定を実施

している。なお、平成24年1月10日から、全浄水場（8カ所）および仙南・仙塩広域水道（太白配水所）の放射能測定を実施している。

図表 4-9-6 水道水の放射能測定結果（3月24日午後～4月6日午前）

採水日	採水場所	検査結果 (Bq/kg)	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
3月24日 午後	国見浄水場	2.4	不検出
	福岡浄水場	1.2	不検出
	茂庭浄水場	5.3	不検出
	仙南・仙塩広域水道（太白配水所）	不検出	不検出
3月30日 午前	国見浄水場	2.0	不検出
	福岡浄水場	2.5	不検出
	茂庭浄水場	1.7	不検出
	仙南・仙塩広域水道（太白配水所）	6.5	不検出
4月6日 午前	国見浄水場	不検出	不検出
	福岡浄水場	不検出	不検出
	茂庭浄水場	不検出	不検出
	仙南・仙塩広域水道（太白配水所）	3.0	不検出

※平成23年4月6日以降も1週間に1回、放射能測定を継続して実施している

⑤沢水

8月31日から9月2日にかけて、白木集会所、奥新川キャンプ場、泉岳少年自然の家にて飲用の沢水の放射能測定を実施した。

図表 4-9-7 沢水の測定結果

採水場所	採水日	放射性ヨウ素	放射性セシウム
白木集会所 （青葉区大倉）	8月31日(水)午前	不検出	不検出
奥新川キャンプ場 （青葉区新川）	9月1日(木)午後	不検出	不検出
泉岳少年自然の家 （泉区福岡）	9月2日(金)午前	不検出	不検出

4. 講演会による情報提供

福島第一原発により拡散された放射性物質は、本市の市民生活へもさまざまな影響を及ぼし、市民は健康への影響等に対する不安を抱えることとなった。こうした中、

本市では、専門家を招き、放射線に関する講演会を実施することで、放射線に関するリテラシーを高め、正確な情報を得ることで安全・安心な生活を送れるよう、情報提供を行った。

図表 4-9-8 これまでの講演会演目（平成 23 年度分）

開催日	テーマ	講演者
平成 23 年 7 月 21 日	放射線ってなんだろうー放射線の基礎知識ー	仙台総合放射線クリニック理事長 小川芳弘氏
平成 23 年 9 月 15 日	放射性物質が環境に及ぼす影響とその対応～ 放射性物質から生活を守る～	東北大学大学院工学研究科教授 石井慶造氏
平成 23 年 11 月 17 日	食品の放射能汚染と健康への影響	岩手大学農学部准教授 佐藤至氏
平成 24 年 2 月 3 日	がんと放射線～暮らしと食生活	東京大学医学部附属病院放射線科准教授 中川恵一氏

5. 今後に向けて

各種モニタリング結果のとおり、本市は「放射性物質汚染対処特措法」に基づく汚染状況重点調査地域とはなっていない。しかしながら、市民の日々の生活における安全・安心の実現や、農林漁業関連事業者の風評被害の払拭等のためにも、モニタリングと情報公開を継続的に実施していく必要がある。